

決算特別委員会次第 第1日

平成30年9月12日(水)

1. 委員長の互選
2. 議席の指定
3. 副委員長の互選
4. 議案上程(議案第62号及び第63号)
補足説明、監査委員総括意見、質疑、討論、表決

出席委員(17人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	15番 三浦利通	16番 安田健次郎
17番 古仲清尚	18番 吉田清孝	

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員(議会選出)	米谷勝
監査委員(非常勤)	鈴木誠	総務企画部長	船木道晴
市民福祉部長	柏崎潤一	観光文化スポーツ部長	藤原誠

産業建設部長	佐藤透	教育次長	目黒雪子
企画政策課長	八端隆公	総務課長	山田政信
総務課危機管理室長	三浦幸樹	財政課長	田村力
税務課長	原田徹	税務課債権管理室長	佐藤淳
福祉課長	小澤田一志	介護サービス課長	平塚敦子
生活環境課長	伊藤文興	健康子育て課長	伊藤徹
観光課長	清水康成	男鹿まるごと売込課長	菅原章
文化スポーツ課長	鎌田栄	農林水産課長	武田誠
建設課長	畠山喜美	会計管理者	菅原信一
学校教育課長	加藤和彦	監査事務局長	鈴木健
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

○事務局長（畠山隆之君） おはようございます。

間もなく決算特別委員会が開催されますが、委員会条例の規定により、委員長が決まるまで年長委員が委員長の職務を行うことになっております。本日、佐藤巳次郎委員が年長委員でありますので、暫時、委員長の職を務めていただきたいと存じます。佐藤委員、よろしく申し上げます。

午前10時03分 開 会

○年長委員（佐藤巳次郎君） おはようございます。

これより決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例の規定により、委員長が決まるまで、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

これより本日の議事に入ります。

委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条の5項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○年長委員（佐藤巳次郎君） ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○年長委員（佐藤巳次郎君） ご異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

委員長には佐藤誠君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました佐藤誠君を、委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○年長委員（佐藤巳次郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤誠君が委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

委員長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

○委員長（佐藤誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいま決算特別委員長に指名いただきました佐藤誠です。皆様方からご協力いただきながら委員長の職務を務めてまいりますので、よろしく願ひいたします。

午前10時05分 再 開

○委員長（佐藤誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の進行上、議席を指定いたします。議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

次に、副委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（佐藤誠君） ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選による

ことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(佐藤誠君) ご異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

副委員長には佐々木克広君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました佐々木克広君を、副委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(佐藤誠君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木克広君が副委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午前10時08分 再 開

○委員長(佐藤誠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第62号平成29年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第63号平成29年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括して議題といたします。

当局の補足説明を求めます。菅原会計管理者

○会計管理者(菅原信一君) おはようございます。

私からは、議案第62号平成29年度男鹿市一般会計歳入歳出決算について、補足説明をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、男鹿市一般会計歳入歳出決算書、3ページをお願いいたします。

平成29年度男鹿市一般会計歳入歳出決算書であります。

まず、歳入であります。款ごとの収入済額、不納欠損額、収入未済額と主な内容

について申し上げます。

1 款市税は、収入済額 3 3 億 1, 6 3 6 万 5 3 2 円、不納欠損額 2, 0 7 1 万 6, 4 2 5 円、収入未済額 1 億 4, 6 8 2 万 8 7 7 円であります。

2 款地方譲与税は、収入済額 1 億 7, 7 9 9 万 1, 3 3 3 円、3 款利子割交付金は 4 2 0 万 3, 0 0 0 円、4 款配当割交付金は 5 5 5 万 4, 0 0 0 円、5 款株式等譲渡所得割交付金は 5 1 9 万 3, 0 0 0 円、6 款地方消費税交付金は 5 億 1, 0 4 2 万 1, 0 0 0 円であります。

次の 4 ページをお願いいたします。

7 款ゴルフ場利用税交付金は 6 1 7 万 1 5 0 円、8 款自動車取得税交付金は 3, 5 4 9 万 6, 0 0 0 円、9 款国有提供施設等所在市助成交付金は 9 9 7 万 2, 0 0 0 円、1 0 款地方特例交付金は 7 8 0 万 5, 0 0 0 円、1 1 款地方交付税は 6 7 億 5, 1 5 7 万円、1 2 款交通安全対策特別交付金は 2 8 1 万 8, 0 0 0 円、1 3 款分担金及び負担金は 1, 7 4 3 万 2 3 2 円で、老人ホーム入所者負担金などあります。収入未済額は 2 万 9, 8 5 0 円で、保育料であります。

次のページです。

1 4 款使用料及び手数料は、収入済額 1 億 9, 8 3 1 万 7, 6 2 6 円で、保育料、市営住宅使用料、市単独運行バス使用料などあります。収入未済額は 3 6 1 万 4, 7 3 0 円で、市営住宅使用料、保育料などあります。

1 5 款国庫支出金は 2 1 億 8, 0 4 2 万 6, 6 4 8 円で、自立支援給付費負担金、生活保護費負担金、滝川河川改修事業費補助金などあります。

1 6 款県支出金は 1 4 億 2, 9 5 7 万 9, 4 8 4 円で、自立支援給付費負担金、国民健康保険基盤安定負担金など民生費県負担金、石油貯蔵施設立地対策等交付金などあります。

1 7 款財産収入は 3, 7 9 6 万 9, 0 0 4 円で、市有土地及び建物貸し付け収入、光ファイバーケーブル貸し付け収入、土地及び流木売払収入などあります。収入未済額は 1, 3 3 2 万 6, 8 7 7 円で、市有土地及び建物貸し付け収入であります。

1 8 款寄附金は 7, 4 3 5 万 3, 1 1 3 円で、なまはげの里男鹿応援寄附金などあります。

1 9 款繰入金は 7 億 1, 9 8 5 万 5 3 8 円で、財政調整基金繰入金、地域振興基金

繰入金などであります。

20款繰越金は2億543万6,141円で、前年度からの事業費繰越金であります。

次の6ページをお願いいたします。

21款諸収入は、収入済額4億2,307万7,060円で、男鹿市中小企業振興資金預託金、漁業振興資金貸付金、地域総合整備資金貸付金などあります。不納欠損額1,126万3,461円、収入未済額は7,869万8,248円で、公金着服事件に係る弁償金、生活保護費返還金及び返納金などあります。

22款市債は11億8,214万5,000円であります。

歳入合計は、予算現額175億3,100万6,231円に対し、調定額は175億7,656万2,868円、うち収入済額は173億213万8,861円、調定額に対する収入率は98.44パーセントであります。不納欠損額は3,197万9,886円、収入未済額は2億4,249万582円であります。

次のページです。

歳出であります。

款ごとの支出済額及び翌年度繰越額と主な内容について申し上げます。

1款議会費は、支出済額1億8,829万9,015円。

2款総務費は21億6,978万5,361円で、市単独運行バス運行事業、町内会交付金、庁舎清掃等管理業務などあります。翌年度繰越額は17万3,000円で、光ケーブル支障移転工事費などあります。

3款民生費は54億3,636万3,871円で、臨時福祉給付金、障害者自立支援への介護及び訓練等給付費、保育園指定管理料、生活保護費などあります。

4款衛生費は14億4,113万8,857円で、男鹿地区衛生処理一部事務組合及び八郎湖周辺清掃事務組合負担金、一般廃棄物収集運搬業務委託料、男鹿みなと市民病院事業会計負担金及び補助金などあります。

次の8ページをお願いいたします。

5款労働費は、支出済額3,247万4,093円で、サンワーク男鹿トレーニングセンター指定管理料、男鹿市シルバー人材センター補助金などあります。

6款農林水産業費は11億4,372万150円で、産地パワーアップ事業費補助

金、経営体育成基盤整備事業費負担金、ナラ林等枯損木伐倒業務、漁港施設機能強化工事などであります。翌年度繰越額は1億5,687万1,750円で、経営体育成基盤整備事業費負担金、間伐材有効活用事業費補助金、県営漁業事業費負担金などあります。

7款商工費は13億6,003万643円で、男鹿市中小企業振興資金預託金、温浴ランドおが並びに夕陽温泉WAO及びかんぼの郷コテージ村指定管理料、複合観光施設建築工事などあります。翌年度繰越額は1,759万8,720円で、複合観光施設整備事業、外構工事等事業、複合観光施設道の駅情報提供システム整備工事費であります。

8款土木費は15億7,470万9,229円で、道路補修及び道路改良工事、滝川河川改修工事、公営住宅建設工事などあります。翌年度繰越額は3,266万9,485円で、滝川河川改修事業、社会資本整備総合交付金事業、都市計画基礎調査事業であります。

9款消防費は8億7,976万8,416円で、男鹿地区消防一部事務組合負担金、小型動力ポンプ積載車購入費、全国瞬時警報システムJアラート更新等工事などあります。

次のページです。

10款教育費は、支出済額10億2,000万5,863円で、船越小学校水道管改修工事、脇本城環境整備業務、日本ジオパーク全国大会負担金、体育施設指定管理料などあります。

11款災害復旧費は3,854万4,848円で、翌年度繰越額は5,150万円で、現年公共施設災害復旧事業であります。

12款公債費は17億1,336万3,489円、13款諸支出金は4万9,915円であります。

歳出合計は、予算現額175億3,100万6,231円に対し、支出済額は169億9,825万3,750円、執行率は96.96パーセントであります。翌年度繰越額は2億5,881万2,955円あります。

これにより、収入済額から支出済額を引いた歳入歳出差引残額は3億388万5,111円となり、うち基金に1億5,000万円を繰り入れしたものであります。

また、公金の横領により1,189万7,685円の現金が不足となっているものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、11ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

以上で、平成29年度男鹿市一般会計歳入歳出決算について補足説明を終わらせていただきますが、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号平成29年度男鹿市特別会計歳入歳出決算について、補足説明をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、男鹿市特別会計歳入歳出決算書、3ページをお願いいたします。

平成29年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書であります。

まず、歳入であります。

1款国民健康保険税は、収入済額7億3,178万1,861円、不納欠損額1,689万9,870円、収入未済額1億3,761万9,940円であります。

2款使用料及び手数料は38万6,950円、3款国庫支出金は9億6,052万1,043円で、療養給付費負担金、普通及び特別調整交付金などあります。

4款療養給付費交付金は5,764万8,918円、5款前期高齢者交付金は12億9,552万2,439円、6款県支出金は2億3,884万9,197円で、高額医療費共同事業負担金、普通及び特別調整交付金などあります。

7款共同事業交付金は10億5,562万7,743円で、保険財政共同安定化事業交付金などあります。

8款財産収入は1万4,078円、9款繰入金は3億9,401万9,254円で、一般会計繰入金であります。

次の4ページをお願いいたします。

10款繰越金は1億2,056万638円、11款諸収入は443万8,679円あります。

歳入合計は、予算現額47億7,160万7,000円に対し、調定額は50億1,386万6,310円、うち収入済額は48億5,937万800円、調定額に対する収入率は96.92パーセントであります。不納欠損額は1,689万9,870

円、収入未済額は1億3,761万9,940円であります。

次のページです。

歳出であります。

1款総務費は、支出済額7,530万1,170円、2款保険給付費は28億8,251万1,515円、3款後期高齢者支援金は4億1,297万1,732円、4款前期高齢者納付金は155万5,535円、5款老人保健拠出金は1万788円、6款介護納付金は1億6,266万3,335円、7款共同事業拠出金は10億4,750万4,476円。

次の6ページをお願いいたします。

8款保健事業費は1,750万6,229円、一つ飛びまして10款諸支出金は2,743万6,548円であります。

歳出合計は、予算現額47億7,160万7,000円に対し、支出済額は46億2,746万1,328円、執行率は96.98パーセントであります。

これにより、歳入歳出差引残額は2億3,190万9,472円となり、うち基金に1億1,600万円を繰り入れしたものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、次の7ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

恐れ入りますが、ページ数が飛びます。31ページをお願いいたします。

続きまして、平成29年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算書であります。

まず、歳入であります。

1款診療収入は、収入済額708万4,936円、2款国庫支出金は419万6,000円で、へき地診療所運営費補助金であります。

3款繰入金は905万3,000円で、一般会計繰入金などあります。

4款繰越金は137万7,981円、5款諸収入は2万5,920円あります。

歳入合計は、予算現額2,368万4,000円に対し、調定額、収入済額ともに2,173万7,837円、調定額に対する収入率は100パーセントあります。

次の32ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款総務費は、支出済額1,924万9,183円あります。

歳出合計は、予算現額2,368万4,000円に対し、支出済額は1,924万9,183円、執行率は81.28パーセントであります。

これにより、歳入歳出差引残額は248万8,654円となったものであります。歳入歳出の詳細につきましては、次の33ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

ページ数が飛びます。41ページをお願いいたします。

続きまして、平成29年度男鹿市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書であります。

まず、歳入であります。

1款保険料は、収入済額8億6,418万5,705円、不納欠損額309万6,880円、収入未済額1,004万8,818円であります。

2款使用料及び手数料は8万9,620円、3款国庫支出金は13億1,639万9,199円で、介護給付費負担金、財政調整交付金などあります。

4款支払基金交付金は13億1,160万5,235円で、介護給付費交付金などあります。

5款県支出金は8億4,650万5,425円で、県からの介護給付費負担金などあります。

6款財産収入は2万2,059円、7款繰入金は7億6,087万5,084円。

次の42ページをお願いいたします。

8款繰越金は4,411万2,231円、一つ飛びまして10款諸収入は34万6,208円あります。

歳入合計は、予算現額51億7,274万6,000円に対し、調定額は51億5,689万5,264円、うち収入済額は51億4,414万766円、調定額に対する収入率は99.75パーセントであります。不納欠損額は309万6,880円、収入未済額は1,004万8,818円あります。

次のページです。

歳出であります。

1款総務費は、支出済額1億1,123万6,781円、2款保険給付費は45億8,257万7,468円、一つ飛びまして4款基金積立金は2万2,059円、5

款地域支援事業費は1億2,980万4,411円。

次の44ページをお願いいたします。

6款公債費は900万円、7款諸支出金は1億9,841万425円であります。

歳出合計は、予算現額51億7,274万6,000円に対し、支出済額は50億3,105万1,144円、執行率は97.26パーセントであります。

これにより、歳入歳出差引残額は1億1,308万9,622円となり、うち基金に5,700万円を繰り入れしたものであります。

次のページです。

続きまして、平成29年度男鹿市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算書であります。

まず、歳入であります。

1款サービス収入は、収入済額480万2,200円であります。

歳入合計は、予算現額527万8,000円に対し、調定額、収入済額ともに480万2,200円、収入率は100パーセントであります。

次の46ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款諸支出金は、支出済額480万2,200円で、歳入の全額を保険事業勘定に繰り出ししたものであります。

歳出合計は、予算現額527万8,000円に対し、支出済額は480万2,200円、執行率は90.99パーセントであります。

歳入歳出同額のため、差し引き残額はないものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、次の47ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

ページ数が飛びます。81ページをお願いいたします。

続きまして、平成29年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書であります。

まず、歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億561万8,960円、不納欠損額11万9,220円、収入未済額65万4,980円あります。

2款使用料及び手数料は5万240円、3款繰入金は1億4,821万6,497円、4款繰越金は300万3,881円、5款諸収入は73万7,100円であります。

歳入合計は、予算現額3億5,646万3,000円に対し、調定額は3億5,815万2,978円、うち収入済額は3億5,762万6,678円、調定額に対する収入率は99.85パーセントであります。不納欠損額は11万9,220円、収入未済額は65万4,980円であります。

次の82ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款総務費は、支出済額2,096万8,682円、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億3,405万7,000円、3款諸支出金は71万6,100円であります。

歳出合計は、予算現額3億5,646万3,000円に対し、支出済額は3億5,574万1,782円、執行率は99.80パーセントであります。

これにより、歳入歳出差引残額は188万4,896円となったものであります。歳入歳出の詳細につきましては、次の83ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。

1ページは各会計の歳入歳出総括表であります。

歳入では、一般会計・特別会計の収入済額の合計額は、表の左から4列目で、276億8,981万7,142円であります。

歳出では、支出済額の合計額は、表の左から3列目で、270億3,655万9,387円。

歳入歳出差引残額の合計額は、6億5,325万7,755円となったものであります。

以上で、平成29年度男鹿市特別会計歳入歳出決算について補足説明を終わらせていただきますが、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤誠君） 次に、監査委員から決算審査における総括意見を求めます。鈴木監査委員

○監査委員（鈴木誠君） おはようございます。

それでは、平成29年度の男鹿市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金運用状況審査意見並びに財政健全化等審査意見について、ご報告をさせていただきます。

はじめに、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金運用状況審査意見についてでございます。

お手元に配付しております決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象でございますが、平成29年度一般会計歳入歳出決算と4特別会計の歳入歳出決算及び三つの基金の運用状況を審査いたしました。

審査の方法といたしましては、市長から提出されました平成29年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書等に基づいて、各課局所等から提出されました資料について、関係職員の説明を聴取し、決算の計数は正確であるか、予算の執行や事業経営が適正かつ効率的に行われているかといった点に主眼を置いて審査いたしました。また、基金については、各基金の運用状況報告書の計数を関係書類により照合し、内容の確認と基金が適正に運用されているかという観点から審査いたしました。

2ページをご覧ください。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各予算の執行及び関連する事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められました。

審査過程で見受けられた事務手続等において留意すべき点につきましては、審査時に担当職員に口頭で指導し、または是正の検討を要望しております。定額の資金を運用する基金は、それぞれの設置目的に沿って運用されており、計数的にも正確であると認められました。

それでは、審査の概要についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

平成29年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算総額でございますが、予算現

額278億6,078万4,000円に対し、歳入が276億8,981万7,000円、歳出が270億3,655万9,000円で、歳入歳出差引額が6億5,325万8,000円の黒字となっております。

なお、この歳入歳出差引額には、公金横領による現金不足額1,189万7,685円が含まれております。

また、決算総額を前年度と比べると、歳入では1億5,296万2,000円、増減率で0.6パーセント、歳出では2億949万5,000円、増減率で0.8パーセント、それぞれ増加し、歳入歳出差引額では5,653万3,000円、増減率で8.0パーセント減少しております。

4ページをお開き願います。

普通会計における平成29年度の財政指標でございます。

(1)の実質収支比率は、財政運営の健全性を判断するために用いられる指標で、おおむね標準財政規模の3パーセントから5パーセント程度が望ましいとされております。本年度は2.6パーセントで、前年度と同率となっております。

(2)の財政力指数は、財政力の強弱を判断するために用いられる指標で、1に近いほど財政力が強く、財源に余裕があるとされております。本年度は0.356で、前年度より0.004ポイント低下しております。

(3)の経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標で、80パーセントを超えると財政構造が硬直化傾向にあるとされております。本年度は97.8パーセントで、前年度より3.6ポイント上昇しております。

なお、これは主に退職手当負担金の算定方法の変更によりまして、一時的に人件費が増加したことによるものでございます。

(4)の実質公債費比率の3カ年平均は、公債費による負担の度合いを判断するために用いられる指標で、公営企業の公債費への一般会計繰出金等を含めた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率をあらわしたもので、18パーセント以上の団体は、地方債の起債に当たり許可が必要となり、25パーセント以上の団体は、一定の地方債の起債が制限されることとなります。本年度は10.7パーセントで、前年度より0.5ポイント低下しております。

5ページをお開き願います。

3の市債現在高の状況でございますが、平成29年度末現在高は、一般会計及び特別会計を合わせて156億7,457万1,000円となっております。前年度末現在高と比べて4億1,617万4,000円、率にしまして2.6パーセント減少しております。

4の基金現在高の状況でございますが、平成29年度末現在高は、一般会計及び特別会計を合わせまして23億4,321万1,000円となっております。前年度末現在高と比べて7,658万円、率で3.2パーセント減少しております。

6ページをご覧ください。

一般会計の概況でございますが、一般会計決算額は、歳入が173億213万8,661円、歳出が169億9,825万3,750円で、歳入歳出差引額は3億388万5,111円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源2,320万5,955円を差し引いた実質収支では、2億8,067万9,156円となっております。

当年度の決算額を前年度と比べると、歳入は6,420万6,218円で、0.4パーセント、歳出は1億3,575万7,248円で、0.8パーセント、それぞれ増加しております。

実質収支額2億8,067万9,156円につきましては、地方自治法第233条の2の規定によりまして、財政調整基金へ1億5,000万円を繰り入れ、残る1億3,067万9,156円から公金横領による現金不足額1,189万7,685円を差し引いた1億1,878万1,471円が翌年度に繰り越されます。

11ページをお開き願います。

歳入のうち、市税の状況でございます。

市税の収入済額は33億1,636万532円で、歳入総額に占める割合は、10ページの表の一番上の方に記載しておりますが、19.2パーセントとなっております。前年度と比べて813万3,862円、0.2パーセントの増収となり、収入率は95.2パーセントで、前年度より0.6ポイント上昇しております。

市税につきましては、自主財源の根幹をなすものであり、その確保が行財政にとって極めて重要であり、市税の納税の公平性を確保するためにも収入未済額の解消に、なお一層の努力を望むものであります。

13ページをお開き願います。

上の表は、当年度の市税の減免状況でございます。減免の件数は396件で、金額は749万600円となっております。いずれも市税条例に基づいて処理されておりました、適正なものと認められました。

また、市税の不納欠損処分額は下の表のとおりでございます。事由別では、執行停止が135人で400万6,676円、即時消滅が76人で546万8,392円、時効が446人で1,124万1,357円となり、合計が657人で2,071万6,425円となっております。いずれも地方税法に基づいて処理されており、適正なものと認められました。

28ページをお開き願います。

税外収入未済額の状況でございますが、市税以外の収入未済額は9,566万9,705円となっており、前年度と比べて239万7,116円増加しております。

これら収入未済額の収納整理事務については、常に未納者の実態を把握し、滞納とならないよう随時適切な納付指導を行うとともに、必要に応じて所管課と債権管理室が連携しながら、収入未済額の減少につなげるよう、なお一層の努力を望むものであります。

次に、45ページをご覧ください。

一般会計から他会計への繰出金等の状況でございますが、主な支出先は、繰出金では国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などで、金額は表に記載のとおりでございます。

また、負担金補助金の支出では、男鹿地区消防一部事務組合へ7億3,116万6,000円、男鹿みなと市民病院へ5億3,424万6,000円、下水道事業へ5億1,431万1,000円となっており、その他、男鹿地区衛生処理一部事務組合、八郎湖周辺清掃事務組合などとなっております、金額は表に記載のとおりでございます。

46ページをご覧ください。

負担金補助及び交付金の状況でございますが、平成29年度は合計で47億1,493万9,396円となり、前年度と比べて4,247万8,021円増加しております。補助金につきましては、特定の事業等を行うものに対して交付するものでありますが、その交付が公益上の必要がある場合とされておりまして、交付決定に当たっ

ては、補助目的、補助算定基準が明確であるか、公益上の必要性が十分かなど、常に点検を行い、その具体性を欠くものについては減額・廃止等を検討するとともに、社会経済情勢の変化に対応し、必要に応じて補助の終了期限を設定するなど、的確な見直しを図るよう望むものであります。

48ページをお開き願います。

指定管理の状況でございますが、10件で、支出済額は5億7,188万4,700円となっております。指定管理者制度による公の施設の管理に当たっては、本来の目的である民間事業者のノウハウを活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減が図られるよう、必要に応じて定期的な業務実施状況の確認や改善事項の指示等を行うとともに、指定期間の満了時には指定管理の目的が確実に果たされているか、十分に検証することを望むものであります。

次に、特別会計の概要についてご説明いたします。

49ページをご覧ください。

平成29年度の国民健康保険特別会計の決算額でございますが、歳入決算額は48億5,937万800円、歳出決算額は46億2,746万1,328円で、歳入歳出差引額は2億3,190万9,472円の黒字となっております。当年度の実質収支額2億3,190万9,472円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金へ1億1,600万円を繰り入れ、残る1億1,590万9,472円は翌年度に繰り越されます。

51ページに収入状況を記載しておりますが、保険税は国民健康保険事業運営の根幹をなすものであり、被保険者間の税負担の公平を確保する観点からも、滞納額の縮減に特段の努力を望むものであります。

52ページをご覧ください。

国民健康保険税の減免状況は上の表のとおりでございますが、いずれも国民健康保険税条例に基づいて処理されており、減免は適正なものと認められました。

また、不納欠損処分につきましては下の表のとおりでございます。いずれも地方税法に基づいて処理されており、適正なものと認められました。

次に、55ページをご覧ください。

診療所特別会計の決算状況でございますが、歳入決算額が2,173万7,837

円、歳出決算額が1,924万9,183円で、歳入歳出差引額は248万8,654円の黒字となっております。当年度の実質収支248万8,654円は、全額が翌年度に繰り越されます。

次に、58ページをお開き願います。

介護保険特別会計保険事業勘定の決算の概要でございます。歳入決算額は51億4,414万766円、歳出決算額は50億3,105万1,144円で、歳入歳出差引額は1億1,308万9,622円の黒字となっております。当年度の実質収支1億1,308万9,622円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金へ5,700万円を繰り入れ、残る5,608万9,622円は翌年度に繰り越されます。

次に、60ページをご覧ください。

介護保険料の収入状況でございますが、収入済額のうち、特別徴収分は8億24万6,100円、普通徴収分は現年度分、滞納繰越分を合わせて6,393万9,605円で、合計では8億6,418万5,705円となっております。

不納欠損額は309万6,880円で、介護保険法に基づいて処理されております。

64ページをお開き願います。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定でございますが、これは居宅介護支援事業等の運営に係る勘定科目でございます。

決算の概要でございますが、歳入決算額は480万2,200円で、歳出決算額も同額となっております。

66ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計の決算の概要でございますが、歳入決算額は3億5,762万6,678円で、歳出決算額は3億5,574万1,782円となり、歳入歳出差引額は188万4,896円の黒字となっております。当年度の実質収支188万4,896円は、全額が翌年度に繰り越されます。

71ページをお開き願います。

財産に関する調書のうち、一般会計の(4)の基金でございますが、八つの積立基金の平成29年度末現在高の合計は20億1,745万5,000円で、前年度末と比べ1億9,916万8,000円減少しております。このうち、財政調整基金は4,

642万円、地域振興基金は2億1,775万4,000円、それぞれ減少しており、過疎地域自立促進基金は6,500万円増加しております。

次に、73ページをご覧ください。

平成29年度基金運用状況審査意見でございます。

地方自治法第241条第5項の規定による、定額の基金を運用するための基金運用状況を審査した結果、各基金運用状況報告書の計数は正確であり、適正なものと認められました。

次に、最後の76ページをお開き願います。

むすびでございますが、朗読をさせていただきます。

平成29年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の概要は、次のとおりである。

本年度の一般会計及び4特別会計を合わせた決算総額は、歳入が276億8,981万7,000円、歳出が270億3,655万9,000円となり、実質収支は一般会計が2億8,067万9,000円、特別会計が3億4,937万3,000円で、総額が6億3,005万2,000円となった。

また、一般会計及び特別会計を合わせた平成29年度末市債残高は156億7,457万1,000円、基金残高は23億4,321万1,000円となっている。

一般会計決算の特徴として、歳入において前年度より増加した主なものは、県支出金が3億484万5,000円、繰入金が2億2,500万2,000円、寄附金が2,588万4,000円などで、減少した主なものは、国庫支出金が1億9,809万6,000円、市債が1億5,029万円、地方交付税が9,165万1,000円などとなっており、総額では、前年度と比べて6,420万6,000円増加した。

また、歳出において増加した主なものとして、商工費が8億303万5,000円、総務費が3億7,730万6,000円、農林水産業費が2億209万9,000円などで、減少した主なものは、教育費が5億2,041万6,000円、民生費が2億1,971万2,000円、土木費が2億315万9,000円などとなっており、総額では、前年度より1億3,575万7,000円増加している。

普通会計における財政指標の状況を見ると、実質公債費比率は10.7パーセントとなり、前年度と比べてわずかながら改善が見られるものの、財政構造の弾力性を判

断する経常収支比率は97.8パーセントとなり、依然として財政構造の硬直化が懸念される状況にある。

本市においては、高齢化の一層の進行や人口の大幅な減少が見込まれる中、地域経済の低迷が続き、雇用環境の改善も進まないことなどから、自主財源の根幹をなす市税等の伸びを期待することは極めて難しい。加えて、今後、社会保障経費や老朽化した公共施設等の修繕・更新に要する経費等の自然増が避けられないことから、一層厳しい行財政運営を強いられるものと思われる。

市では、こうした状況に対応し、地域特性を踏まえたまちづくりの推進を支える最適な行政サービスを実現するため、平成30年2月に第4次行政改革大綱を策定し、行政運営の質の向上や財政の健全化の確保等の具体的な取り組みを進めることにしている。また、公共施設等については、平成29年度からスタートした公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を策定しながら、長寿命化と財政負担の平準化やトータルコストの低減等を図ることとしている。

一方、本年7月には、複合観光施設オガレがオープンしたことから、観光や農業、水産業等の地域産業の新たな展開と、地域の活性化への波及効果が期待されるほか、移住・定住の促進や交流人口の拡大、町中の賑わいづくりに向けた取り組みなども進みつつある。

これらの取り組みをより効率的・効果的に進め、総合計画に掲げた本市のあるべき姿の実現につなげていくためには、市職員一人一人が厳しい行財政環境を自覚するとともに、危機感を共有し、自ら率先して行動していくことが必要である。また、市民に対して、市が置かれている現状を理解してもらうための説明責任を十分に果たしながら、オール男鹿体制での協働をさまざまな分野に広げるとともに、発展の可能性をもった市民の意欲的な取り組みに対して、重点的に支援していくことが重要である。

今後とも、多様化する市民のニーズに柔軟にこたえつつ、最小の経費で最大の効果をあげることができるよう、健全な行財政運営の徹底に努めるとともに、これまでの閉塞感から抜け出し、市政の発展を切り開くことができるよう、積極果敢に施策・事業を展開されるよう期待したい。

以上でございます。

次に、男鹿市財政健全化等審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象でございますが、平成29年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査いたしました。

審査の結果でございますが、1つ目の実質赤字比率につきましては、早期健全化基準比率は13.27パーセントとなっておりますが、一般会計との実質収支が黒字であるため、比率は生じておりません。

2つ目の連結実質赤字比率につきましては、男鹿市の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、早期健全化基準比率は18.27パーセントとなっておりますが、連結実質収支が黒字であるため、比率は生じておりません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金などを含めた実質的な公債費の標準財政規模に対する割合の3カ年平均値を指標化し、市の実質的な借金返済の負担の重さをあらわす比率で、平成29年度決算では、早期健全化基準比率25パーセントに対し、10.7パーセントとなっており、前年度決算と比べて0.5ポイント低下しております。

4つ目の将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります。平成29年度決算では、早期健全化基準比率350パーセントに対し、105.7パーセントとなり、前年度決算と比べて11.3ポイント低下しております。

これらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。

以上、平成29年度男鹿市一般会計・特別会計の決算及び基金運用状況並びに財政健全化に係る審査意見を述べさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

○委員長（佐藤誠君） 以上で、補足説明及び監査委員からの総括意見が終わりました。

質疑につきましては、慣例により、はじめに一般会計についての質疑を行い、一般会計の質疑が終了してから特別会計の質疑に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより一般会計についての質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番佐藤巳次郎君の発言を許します。8番佐藤巳次郎君

○8番（佐藤巳次郎君） それでは、私から最初ですが、決算について質問させていただきます。私は、中小企業振興資金融資あっせん制度にかかわっての男鹿市で金融機関に預託をしております2億7,200万円にかかわっての、その預託金の必要性などについて、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

この中小企業振興資金融資あっせん制度というのは、いわゆる商売をやっている方々が金融機関から借り入れするという、言ってみれば、簡単に一般的にはマル男制度と言われているものでございます。で、市の方では、この制度で2億7,200万円の資金を金融機関に預託金として預けて、それでまあ金融機関で融資をします。これは、信用保証協会が保証する制度になって、保証料も市で全額、約1,000万ほどですけど払っておるという状況であります。それで、まあ簡単に後で、この融資制度の概要について後でお答え願いたいと思います。

決算書を見ますと、ページ数にすれば35ページですが、貸付金元利収入ということの中で、男鹿市中小企業振興資金預託金として2億7,200万円が貸付金元利収入というところで載っておりますが、この2億7,200万円、多分金融機関に定期預金をしていると思うんですけども、どこの金融機関にどのぐらいに預託金としてやっているのか。その預託金が定期預金だとすれば利息もあるわけで、どういうふうになっているのか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

この決算書を見ますと、35ページに元金と利子ということがあって、ほかのいろいろの貸付金、この市で預託している2億7,200万円のほかにいろいろな貸付金として書かれて、中身は書いております。で、利子が9万9,000円の予算で、調定額とか収入済額等いろいろ書いておりますが、備考欄に男鹿市中小企業振興資金預託金2万6,899円ですか、ということ書いてますが、この額は利子にということですが、預託金の利子はこの程度の額ではないはずですが、何でこの額に決算書に書かれているのか。定期、2億7,200万円の定期預金だとかなりの、50万円台の利息になるんじゃないかと思いますが、この決算書の書き方が問題ないのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと。

それと、この原資としている2億7,200万円は、定期預金だとすれば、私からすれば決算上、決算に有価証券の中身として2億7,200万円というものが出るのが普通じゃないのかなと思いますが、まあ有価証券等いろいろこの決算書を見てもないと。この定期預金を現金扱いしてるという感じで私はとらえておりますが、果たしてそういう決算の手法でいいのかどうかだすな、わかりませんので、ひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それで、この融資制度は、先ほど述べましたように、あくまで男鹿市は2億7,200万円を市民、借り入れ者に市の方で貸すということではないわけで、これは貸すのは金融機関で、保証するのが保証協会ということだわけですな。で、そういうことで、この・・・この預託金2億7,200万円にしたのはどういうその原因っていうか、まあ半端ってば半端の額になってはいますが、3億なら3億でなくて2億7,200万円ということになっているのか。そこら辺わかっていたらお聞かせ願いたいと。

で、この制度は平成17年度からできてるということのようですが、いろいろの間改正された内容もあるとは思いますが、いずれかなり前からこの制度が出てるといふことなので。

それで、現在、このマル男制度を利用している方々が現在どのぐらいいて、保証の、市の方の融資の残高っていうか、そういうものもしわかっていると思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

それと、この2億7,200万円、まあ仮にこの融資制度を利用して、商売してる人が払えないといった場合に、だれがその分を払うかと。まあ保証協会と金融機関だと思いますが、市の方では、この2億7,200万円から引かれるということがあり得るのかどうなのか。ないとは思いますが。そこら辺についてお聞かせ願いたいと思います。

まず最初に、ひとつお答え願います。

○委員長（佐藤誠君） 菅原男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（菅原章君） では、お答えいたします。

まずですね、まず男鹿市中小企業振興資金融資あっせん事業、こちらの概要についてでございますけれども、こちらは、男鹿市の中小企業者の経営のために必要な資金の融資をあっせんすることを目的とするということで、昭和43年に同制度の融資規

定を設置したものでございます。こちらは、現在、中小企業振興資金制度と小規模企業振興資金保証制度、それから創業資金保証制度、この3本となっております。

で、預託をしている先のことでございますけれども、現在、金融機関7支店に対して合計で2億7,200万円ということで、定期預金としております。これは、毎年年度当初に預託し、年度当初の4月1日に預託し、年度末の3月31日に一括で返済という形をとっております。そういう形で預託しております。

そして、そうですね、それで、利率、利息の件ですけれども、こちら平成29年度実績でいきますと、利率が年利率で0.01パーセントで行っております。で、2億7,200万円のところの0.01パーセントという利息でございましたので、2万6,899円ということになっております。

あと、現在の利用者数等についてでございますけれども、平成29年度末の中小企業振興資金のところでございますと、保証残高といたしましては128件で8億5,269万1,000円の残額となっております。そしてマル男、小口零細小規模企業の振興の方ですけれども、こちらの方が29年度末で86件で1億7,628万1,000円の残高となっております。で、創業支援につきましては、昨年度から始まり、29年度から始まったものですが、こちらは今のところ実績がございません。

で、これが払えなくなった場合の保証の問題ということですが、こちらが市で、市ではこの預託しているこれを取り崩すとか、そういうことはございません。こちらは預託している5倍のところ、13億6,000万円が上限となりまして、その額を限度として貸付するという制度でございますので、これをその保証に充てるということとはございません。

以上でございます。

○委員長（佐藤誠君） さらに再質疑ありませんか。

○8番（佐藤巳次郎君） このあれですか、この決算書の35ページの預託金の2万6,899円の利子というのは、これはどういうあれですか。さっき聞いてあったんですけど、答えがないんですけど。

○委員長（佐藤誠君） 答えてある。

○8番（佐藤巳次郎君） ああ、ああ、0.01パーセント。

○委員長（佐藤誠君） ええ。

○8番（佐藤巳次郎君） ああ、ああ。はい、はい。ああ、すみません。

で、定期預金にしておいて、0.01パーセントという金利はないはずですよ。何でそう安いのか。定期預金の利率というのは、1年定期だと思うんすよ。4月1日から翌年まで。それが0.01パーセントの金利っていうのは、どういう、何でそうなのか。男鹿市だけそんなに低利な金額で預託するのかどうかですよ。非常にそのあたりもわかりません。ちゃんとやはり定期預金として預けている以上、決まっている金利があるわけなんで、それでやるのが、それはどこで決めているのかですよ。市の方で0.01でいいと。へば、ただでまず、言ってみれば、ただで金融機関さ2億7,200万円という、市で今大変な財政が困ってる中でですよ、定期預金をおいてるのかと。で、私はこの融資制度もいろいろ調べてみますと、実際、借り入れ者が仮に返せなくなっても、男鹿市預託金からとるという制度にはなっていないと。これはあくまでも本人の、会社であれば保証もしなけりゃ、保証人もつけなけりゃいけないということにもなっていますし、納められなければ保証協会がそれを負うと、債務を負うということになっているわけですよ。ですから、実際は本当に2億7,200万円の必要性ですよ。私は、金融機関と保証協会と相談して、やはり額を減らすなり、それから、預託金の5倍といわなくたって10倍にしたっていいんでねえかと、そういうことで市のこの實際上その使わない2億7,200万円をよ、もっともっとやっぱり有効に使う道があるんじゃないかと。そういう意味で、金融機関等でやっぱり相談すると。もっと市の預託金を少なくするという方法を選んで、市の財政にこたえていくということがあっていいじゃないかなということなんです。そういうことで、今0.01の利率だということを聞いて、非常にびっくりしました。あり得ない話じゃないかなと。

それで、今その2億7,200万円の必要性についてよ、そのあたりどう考えているのか。もっとやっぱりこの制度を見直しして、金融機関と、それから信用保証協会等と相談して、もっと市の持ち出しが少なくするということはできていくんじゃないかという気がしますが、そこら辺をひとつもう一度お聞かせ願いたいなと。

それで、今までこのマル男制度、3件の融資制度あるわけですが、差し押さえ等とかいろいろあって保証協会で負担したとか、そういうケースというのは何件ぐらいあるものなのか、ひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それから、この融資制度は、この1つはマル男制度の中で保証料が1.9パーセン

ト以内と。で、これは全額市が出すと。で、貸付金利が年率1.75パーセント以内と。それからもう一つの方の融資制度は、まあこれ2つとも限度が1,500万円以内の貸付になって、10年以内と保証期間が、そうになっていますが、もう一つの方が保証料が2.2パーセント、これも全額市が補給と。で、貸付金利が1.55パーセントということで、今の低金利時代では、逆に言えば高すぎるんじゃないかと、保証料もだすよ。当時、これがいつ改正されて今現在なってるのかわかりませんが、私は初めから仮にそうならんだとせば、かなり以前はかなり金利が高い時代だわけですな。今日は非常に低金利の時代という中で、それをずっと今日まで来るとすればだすよ、やはりこれは見直すべきだと、負担を軽減するということが私は必要じゃないかという気がするわけですな。そのあたりはどう考えておられるのか。

それと、さっき一番最初に話をしましたが、この2億7,200万円の定期預金が、まあ貸付金になってるわけですな。だけれども、貸付金ではないわけだ。決算上は貸付金の原資なると。何も中身は貸付でない、預託だと。これは決算上、こういう手法で決算措置していいのかどうなのか。

そして私からすれば、これはあくまでも定期預金として書き換えして、毎年毎年同じ額を措置してるわけで、有証証券じゃないかと。決算上載る数字じゃないかと思えます。そこら辺についてもお聞かせ願いたいと。

私は、これによって、見直しすることによって、1億円やそこらは市の財源として使えるんじゃないかと思えます。で、今5倍、5倍の限度になって、預託金の5倍になっていますが、先ほども答弁ありましたが、現在でも2つの制度合わせて10億ちょっと、10億程度の保証残高になっております。限度は13億6,000万円の融資が可能で、3億6,000、3億数千万円がまだ余裕あると。そういう中からも、この預託金の額が多いということにもなるし、私はやはり今の時代ではこの原資を少なくして、融資5倍以内ということでない、もっと高くしてやれば財源が浮くということになるんで、そこら辺について、この後金融機関で話し合い、市も入れて相談してもらいたいと。

で、まあ金融機関には、言ってみれば市の税収すべて、まあ市の銀行は秋田銀行ですけれども、他の金融機関であっても非常にまあ、市で非常にまあいい結果が経営上、金融機関が特するということが非常に私はあると思っていますので、そういう点から

も、金融機関とは強い姿勢で臨んで頑張っていたいただきたいなと思っておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（佐藤誠君） 菅原男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（菅原章君） まず、利率の0.01パーセントが低いのではないかということですが、こちら、この2億7,200万を預託している、預託したことによって、こちらの5倍までの、このそれぞれの貸付金利の条件の貸付を行っていただくということにしておるものでして、こちらの通常の定期預金というのとはちょっと性格が違うものと認識しております。

で、これまでの差し押さえ等、そういった状況がっていうことですが、そちらは申しわけございませんが、ちょっとこちらでは今のところ資料持ち合わせておりません。

それから、貸付の金利が高いのではということですが、こちらにつきましても、まあ確かに通常の金利の方も大分変わってはきておりますが、こちらの方は状況を調査したいと思います。

それから、金融機関との協議ということで、こちらのそうですね、利率のこと、こういったことについても、ちょっとこうこちらとしても検討してまいりたいと思います。

ただ、こういうことで市内の業者のこちら支援策として行ってることでございますので、この制度、年々融資額自体は増加の傾向にございます。今後も急激な景気の変化、悪化等、そういったことも考えられますので、市内中小企業者の経営安定化と活性化のために十分な融資額を準備しておく必要があると考えておりますので、こちらの額については適正かと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐藤誠君） さらに質疑ありませんか。8番佐藤巳次郎君

○8番（佐藤巳次郎君） 非常にまだ私は、金融機関等々の協議をして、この融資制度のやはり見直しが必要と思っておりますので、そこら辺、市長あたり何と考えるもんだかなと。やはり私は、できるだけ市の財源の持ち出しを少なくすると。それでも私は十分、この融資あつせん制度を、私は弱めるものでなくて、必要である、どんどん借り入れが余計だばそれは預託金も余計なるんですけど、今までも同じ額でずっとやってきてるわけで、私は変える必要もないじゃないかなとは思っています。

それと、この融資あっせん制度、この3つあるということですが、ありますが、まあ2つはわかりますが、3つ目の去年からつくったという中小企業創業資金、マル男創業というやつですが、これが実績がゼロだと。これはなぜゼロなのか。必要でこの融資制度をつくったのに、これに該当する業者がないのかどうなのか。この、残りのこの2つのマル男制度の最初からやってるこの制度、この中にも創業も含むということになってるわけですね。ですから、3番目につくったのは創業のための融資制度であるわけで、この3つとも皆創業も融資対象ということですので、この新しく去年からつくったのは必要はないという結果だと思うわけで、何で去年、こういう制度をつくったのかなと、そこのあたりも含めてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（佐藤誠君） 菅原男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（菅原章君） 創業の支援のところ、創業資金のところですけども、こちら、中小企業の振興支援と小規模企業の振興支援には、1年以上、市内で事業を営んでいるという条件がございます。このために、今後、新規の起業者をより呼び込む、そういった意味合いも込めまして、こちらを創設したものでございます。

○8番（佐藤巳次郎君） そうすれば、今までやってるのも創業のあるあんだすべ。1年以上なってねあんだすか。

○男鹿まるごと売込課長（菅原章君） これまでの中小企業振興資金と小規模企業の資金には、対象となる方が原則として男鹿市において1年以上、事業を営んでおり、市税の納付を怠っていないものという条件がございます。それがありますので、新規で創業、起業するといった方を支援するというところでございます。

○8番（佐藤巳次郎君） 3回で終わりなんだっけか。

○委員長（佐藤誠君） 3回で終わり。

藤原観光文化スポーツ部長

○観光文化スポーツ部長（藤原誠君） 私の方からは、マル男の融資制度、その今後の展開についてお答えいたしたいと思います。

やはり現状、借り入れの部分については10億というふうになっておりますけれども、この後、なかなか直接銀行から支援を受けられないというようなもののために、市といたしましては預託をして融資を行っているものでありますので、その枠を狭めるということは、新たな創業、それから新たな事業展開に、やはり市内経済の活性化

にはつながらないというものでありますので、今後事業を促進するためにも、この制度を維持していきたいというものであります。

保証料につきましては、上限を定めておりますので、「以内」という形になっておりますので、そのところは年々、毎年の運用の中で銀行と協議しながら決めていくものと考えておるところでございます。

以上であります。

○8番（佐藤巳次郎君） 私、狭めれって言ってねあんだで。狭めれって一言もしゃべってねえや。

○観光文化スポーツ部長（藤原誠君） いや、だから、すいません。

○委員長（佐藤誠君） はい。

○観光文化スポーツ部長（藤原誠君） 市といたしましても、このまま枠を確保して、市内の中小企業の振興につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（佐藤誠君） 質問の趣旨がちょっと違ってて、多分、いいですか。

（「委員長が認めれば、またやってもいいあんだ。委員長の裁量権だ。」と
言う者あり）

○委員長（佐藤誠君） ちょっとその、いわゆるその融資の、この中小企業の創業資金のやつが必要なかどうか、必要ないんじゃないかということを知っていると思うんですけど、その点に対して答えが。あった。

いやいや、そうじゃなくて、すいません。ちょっと暫時休憩します。

午前11時43分 休 憩

午前11時46分 再 開

○委員長（佐藤誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

以上で、通告により質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（佐藤誠君） それでは、質疑なしと認めます。よって、一般会計に係る質疑

を終結いたします。

次に、特別会計に係る質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

16番安田健次郎君の発言を許します。16番

○16番（安田健次郎君） 一般会計が質問ないということで、ちょっと本当は関連もあつたんだけども失敗しちゃった。いわゆるこの基金の問題でいけばね、まあ余談なるわけだけれども、ちょっとずれて、委員長がだめだったら注意してください。

例えば農業振興資金とかね、漁業振興資金、ほとんど活用されてない。で、この使用規定もね、基金関係の洗いざらしね考えた場合、今、佐藤巳次郎委員が質問した振興会の商工振興資金の質問したんだけど、その点もね、これからやっぱり考えていかなきゃならないのかなということで、こう半分手挙がりかかったんだけども、まあやめようっていうことになったんだけどね。まあこれは、まあ余談です。

で、私は通告ちょっとね、最初まあこれも私の早とちりっていうか、決算は細部にわたって聞くによかったんだなと思ったんだけども、大局的なことで通告したんですけども、介護保険の制度についてっていう通告です。

で、これ一般質問でもしたんだけども、決算上、ずっと予算上っていうか、こう平成、まあ25年ころから、国保会計が50億をずっと去年まで、28年までか、で、介護保険が46億台、平成25年、26年ってのは45、6、7億ぐらいなんです。で、去年から逆転したわけですよ。で、特別去年から、まあ国保会計が県の関係で合併したわけだから変わったところもあるわけだけれども、いずれにしても、何ていう、総体的な額がね、がくんと逆転しちゃった。今までは国保会計が50何億の予算で、いわゆる払いたくとも払い切れない現象が出てきた。で、滞納、不納欠損が国保を中心にしてずっと続いてきたわけですね。それが今度逆転して、今度は介護が53億なって、国保が49億台に下がったわけですね。そういう点では、少しはまあ税の関係からいけば下がるのかなと思うんだけども、この介護保険のこの今制度っていう通告からいくとね、1つは、ずるずるずるずる、これ53億、55億、60億という上がるっていう予想なんです。厚生省が認めてるんです。なぜそれをやってるかっていうのは一般質問でも言ったように、国の負担割合が介護の場合は25パーセントでしょう。国保は40、今、最初は50パーセントであったものが今37パーセント

ぐらいになってる。で、この国の負担比率を少なくするために、これも大変なわけだからね、社会保障給付費が多っていうことで。そういう点で、この介護に全部システムをシフトしていくということなんです。ですから、今の決算の報告書にあったように、介護保険は天引きされるわけだから99パーセントの収納率です。不納欠損されてるのは普通徴収だけです。ごくわずかな、年金のもらってない方々、もしくは普通納付してる方々だけ不納になってるんですよ。未納になってるんです。で、健康保険税っていうのは、そういう天引きじゃないわけですから、依然として不納欠損がふえてると。この現象をなくするために介護保険の関係になってくる。ただ、私そのシステム云々っていうわけじゃなくて、それで、いわゆるその介護保険の引き下げと利用料のね援助をしていかないと、天井知らずになって破綻するんじゃないかっていう不安があるんですよ。で、その破綻しないためには何が今求められていくかという、いわゆる総合事業に移行してくる。地域包括支援センターやって、地域総合システムに移行してきた。国がやるべき介護、要介護とかそういう手立てを全部、今市町村に預けてきてると。そういう形になってくるわけね、そうすると、ひとつ聞きたいのは、現場でこの介護保険にかかわる方々の任務は過重にならないかっていう心配なんですね。じゃ、人をふやしていくかっていうと、行革で人はふやせない。じゃ、その分、国で援助してくれるかって、3年前に少しわずかな何パーセントか引き上げるってことで手立てをした。しかし、その後あと全然そのまま。で、介護士にかかわる方々が、まあ雀の涙ほどの援助よりなかったわけですね。ですから、非常に現場ではこれから難儀が強いられると。仕事の量がふえてる。でも、それに伴って人員をふやせるかという点で、この制度の存続のためにはどういう手立てを考えてるのか。ここまずひとつ聞きたいと思いますね。

で、もう一つは、そういう点では介護の今の、この間の一般質問の続きみたいになっちゃうわけだけれども、どうしてもやっぱり市長がよく言う理由にね、介護保険制度を何ていうか、順調に推進するための手立てとして引き下げも、支援料も考えてないという答えでしたよね。で、確かにそれはそれです。で、じゃあ、保険料の減免なり、そういう手立て、保険料、今度いくらか減免あったようだけれども、これの取り組みも非常に私は不足だと思う。ですから、今の制度の中でかかわるそういう引き下げとか利用料への援助、これは当然やっぱりやっていかないと、いろんな形での不

納欠損なり未納額の方がふえてくる可能性がある。で、年金から引くからいいやっ
ていうことでない現象が起きてくる可能性。これ切りかえするっていう方々出てくる
と思うんですね、普通徴収に。だからそういう点では、もう少しこの今2つ目のね、
利用料の引き下げとか、あっ、利用料の援助だとか介護保険料の引き下げ対策は、私
は検討すべきだと思うんだけど、これはまあ市長の判断だろうと思うんですけども、
この点をまず聞いておきたいと思います。

それから、2つ目、大きいタイトルで国保問題についてちょっと聞きたいと思いま
す。

国保のこし重要な方針の中には、健康行政がほとんど載ってません。敬老会の
独立の形をとって職員の数を減らすという。もう一つは何だっけ。2つあったんだけ
どもね、重点課題で。で、もう一つは健康増進じゃなかったはずなんだけど、2つ目
の主な重点施策をこし6月に私方に提示しましたよね。で、一方市長は、ポイント
制度で健康第一の男鹿市をつくるんだっていうことで、あちこちで説明してるわけだ
けれども、しかし、重点、まあ国保の重点施策だとすると、健康推進が一番先に来な
けりゃならないのに、重点施策、重点項目として敬老会の祝金、敬老会の何ていう、
ほか委託と。2つ目がちょっと今資料、ちょっと待って、あったはずなんだけれど
もね。ああ、いずれちょっと中身忘れたんだけれども、そういうことだったようであ
ります。歯科健診と第三者行為被害にかかわる求償事務の組織強化と、こういう、
あっ、んでねえ、これ介護。認知症、2つ目が認知症ですね。この対策の推進って
いうことであるようです。ああ、ちょっとこんがらがったな。敬老会と障害者計画の策
定だ。障害者計画が、まあ国の方針が変わってきたわけだけれども、まあいい、ちょ
っと今質問の仕方悪いんだけど、要は、健康推進が市長がアドバラン上げてるん
だったら、そこに対する対応方が重点施策として出てこなきゃならない。

で、聞きたいのは、去年の健診率がどの程度なのか。決算っていうのは去年1年間
のすべての事業、取り組みに対して、どういう評価をして来年度に生かすかっていう
のが決算審査のかなめですよ。そういう点では、健康推進のためにポイント制度を
やったり、男鹿市があげてやるんだったらね、この推進体制、健康健診率の体制とか
ね、そういう取り組み、うんとやっぱり重視していかなきゃならないと思うんだけ
れども、どうもそこら辺はちょっと市長の方針が行き届かないのではないかなと。果た

して、健康な市民生活営んでもらって国保税を引き下げるというのに当てはまらないような感じの決算の内容な感じで、どういう総括をして、これから決算の政策上、30年度に生かしていくのか。もう30年度も半分近くいくわけだけれどもね、まあ今後でもいいです。その点について聞かせていただければなというふうに思います。

それから、ついで、ついでっていうか、ちょっと細かいのを通告しなかったんで悪いんだけど、いろんな、ちょっと待つて。まあ資料不足で、まあとりあえずそういうことです。

○委員長（佐藤誠君） 審査の途中ではありますが、答弁保留のまま午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（佐藤誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。平塚介護サービス課長

○介護サービス課長（平塚敦子君） 私の方からは、軽度者に対するサービスが総合事業へ移行することによる事業者への負担についてであります。

現在、保険給付によるホームヘルプサービス、デイサービスを提供している事業者については、居宅サービス事業者の指定と合わせて総合事業の指定、事業者の指定も受けております。

利用定員につきましては、各事業者において運営規定により定められておりまして、各事業所では、この利用定員に応じた人員基準を満たした上で、保険給付のサービスと総合事業のサービスを一体的に提供しているものであります。

また、市内のデイサービスの方ですけれども、直近で6月の利用状況の方を介護サービス課の方で調査しておりますが、6月の延べ定員に対する延べの利用者数というところで、稼働率で見ますと6割程度となっております。このことから、現在の人員体制でも、今後利用者の受け入れは引き続き可能な状況であると考えております。

ご質問の2点目ですけれども、介護保険料の引き下げ及び利用料への援助についてであります。

介護保険料につきましては、第7期におきましても引き続き県内の中で高い保険料

の算定となっております。市といたしましては、即効性はまあないかもしれませんが、一つ一つ介護予防運動、まあ教室等を充実させ、また、地域で支える体制づくりというところを重点的に今後も取り組んでまいりたいと思っております。

また、利用料への援助につきましては、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費など、所得に応じて定められている自己負担限度額を超えた場合は利用料が払い戻される制度はありますけれども、市独自で軽減するということは考えていないものであります。

以上です。

○委員長（佐藤誠君） 伊藤健康子育て課長

○健康子育て課長（伊藤徹君） 私からは、健診の受診率につきましてお答えいたします。

平成29年度の特定健診の受診率でございますけれども、対象者が6,189人、このうち受診された方は1,519人、受診率が24.5パーセントとなっております。

以上です。

○委員長（佐藤誠君） 再質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） 介護保険の現場の方々はね、まあ私から見ると、まあ涙ぐましいという言葉が当てはまることは、福祉課のね現状に取り組んでる姿勢っていうのはね、大変なんですよ。わかるんです。もういろんな今階層、まあ、よく市長に質問してるとき、乖離があるんじゃないか。で、私方が相談受けるとね、非常に弱者の方が多いわけですよ。この方々に対する支援っていうのは、現場ではものすごいまじめすぎるほどね、やってるのは認めてるんです。ただ、私は制度上のね、ひずみが出てくるんで、どんなにね課長先頭にして頑張ってもね、弊害が出てくる。で、例えばね、そうはいつでもね、監査委員会の監査委員の報告の中でね、何ぼであったかな、ちょっと待ってね・・・63ページの保険給付の状況とかってあるんだけどね、ここ結構ね、まあちらっとですよ、私も現場、そういう直接そこに携わってないから質問がずれるかもしれないけども、三角印が結構多いよね。で、その特徴を見ますとね、まあ通所介護とかね、それからでっかいのは、通所介護が一番多いのかな。短期入所、これはね要支援が外された影響だと思うんだけどね。これらは26パーセント

が減ってるとかね、それから小規模多機能型、あっ、前に質問した定期巡回、これなんか全くほとんどまあなくなっちゃうと。逆にね、まあ取り組まざるを得なくなってるっていうのがねいろいろあるんだけど、一番多いのが69.6の高額医療の介護サービスとかね、それから何だ、特定施設入居者生活介護、こういうのはふえてるんですよ。で、まあいろいろやっていると、だから何ていう、制度のおかげで、今までこうお世話になったところが外されてるきらいもあるんじゃないかなと。いわゆる6割の人方が介護から外されていくっていう現象がね刻々と進められてくるわけだから、どんなに一生懸命やってね、でも体制が悪いことによってどっかやっぱり切っただけでいかなきゃやりきれないんですよ。それだけ大変な現場だと思うんでね、だから介護士になり手がいないとかっていう批判もあるわけだけどもね。だから、これ福祉事務所もそうですよ。大変なんですよ。そういう相談がもう、涙の出るような相談受け付けてね、警察沙汰の相談やってるわけでしょう。だからね、そういう点ではこの制度の仕組みによってそうなんだけども。

もう一つ聞きたいのは、こういう現象がねあると思うんだけど、ちゃんとやってるとは思うんだけど、この移行っていうか移り変わりっていうかね、その特徴があったらね、とらえていただいているのは何なのか。まあ課長が今までずっとやってみてね、1年間でもいいです、この決算書さ出てくる資料の中でもいいんだけど、順調に、まあやってるんだけど、やってるんだけど特徴的なね、やっぱりこういうのはまだ手が足りないとか何かあるんですよ。具体的に私言わないんだけど、そこら辺はどうとらえてるかをもう一回お聞かせ願えればなと思います。

それからね、介護に不納欠損がありますよね。これ理由が何で、なぜなのかと。しかも300万もっていうとね、普通徴収の方々にそんなに額あるっていうのはちょっとよくわからないんで、教えていただければなと。国保だと何千万単位で不納欠損出てくるわけだけど、介護保険だと90パーセント以上天引きされてるわけだから不納欠損ってなぜ出てるのかなと思って、ちょっとね知らないから疑問持ったんで聞いておきたいと思います。

それから、国保の関係でちょっと。あっ、もう一つ介護で、もう一つだけ聞かせてください。

あのね、認定審査会っていうのがあるわけだけどもね、これがまあいろいろ厳格な

厳しくなってきたっていうかね、まあどうやって正確な認定するかっていうのを含めてね、要は60項目だか100項目だかあるんだけど、その中でね、いわゆる介護保険の事業料を減らさざるを得ないっていう現象もあるんで、何とかして介護、要支援、介護の低い方々を何ていうか下げていくっていうかね、この狭間さあってるんですよね。だからそういう点で、まあこの認定に対する経費の問題ね。これ、まあよくわからないけど、3,500万ほどの認定費用っていうのはかかっているんですよね。で、これ相当な、いわゆる束になってこの認定審査やっているのかどうか。ちょっと額から見るとね、ちょっと気になったんで、中身お知らせ願えればなど。手数料もね、ちゃんとあるんですよね、19万とあって。で、認定、人件費だと思うんだけどね。それにしても3,500万とあっていう認定費用って、そんなにかかるのかなと思って、ちょっと私これも知らないんでお願いしたいと思います。

それからもう一つ、国保の問題ね。まあ24.5パーセント、1,519人と。で、まあ4分の1。まあこれお医者さんにかかった人も含めてトータルとってると思うんだけどね、私が言いたいのは、まあ気楽に地方に出張してくる県単位の巡回健診ね。これなのかどうかは別としても、仮にそれだとしても、この比率をうんと高めていかないと、ポイント事業とのねマッチングっていうかね、そこら辺はどうなのか。まああの、ポイント事業、ポイント制の取り組みっていうのはいいと思うし、素晴らしいと思うんだけどね、ただ、それだけで本当の健康志向っていうのは私は進まないんじゃないかなと。本当にやっぱり底辺から、昔よくやったんだけどもね、まあ過去の例話しすればやばいんだけど、例えば岩手の水沢市だとか、どこだ、十文字のね健康増進対策なんてあったんだけども、やっぱりこう自ら健康志向を高めていくっていう、例えば何だ、健康推進員だとかね婦人会中心に、旧、旧若美町でもやったかね、そういうこう何ていうか、網の目っていうか、地域地域のねそういう健康増進対策のグループみたいなもの組織して行って、行かなきゃだめよ、行きましょうやっていうね、そういう働きかけなどやってかないと、やっぱりこの医療費っていうのはね、人口が減る割にはふえてくる。まあ老人、単純に老人人口がふえてるからっていうだけじゃないんです。結構老人の人方はね、ただお金がないからね、かからない方も結構我慢してる方も多いですよ。だから要は、トータル的にこの健康志向をね、うんと進めていく。そういう点ではポイント制っていうのはいいんだけど、例えばチャレン

ジデーだとかっていってもね、しょっちゅう負けるわけだけでも、ああいうのも含めてね一つ一つの健康にかかわる問題をね、もう少し強力にやっついていかないと気になるんで。

で、この受診率を高める手立てね、前は「もしもし」って言って電話コールだけ、コール何とか、何か推進ってやって、あのとき1回爆発的に、例えば一つの町内だけでも爆発的にふえたんですよね。で、逆にそのときいっぱい入って、待ち時間が多くて途中で帰った人がいっぱいいて、次の年、だあっとダウンしたというきらいがあるわけけれどもね、いわゆるそういうこうきめの細かい健康増進対策が含まれてやっついていかないとね、いわゆるオール男鹿的にやっついていかないと成果があんまり上がらないのかなという点で、受診率向上対策をどう考えてるか、もう一回再質問させていただきたいと思います。

まあとりあえず以上です。

○委員長（佐藤誠君） 平塚介護サービス課長

○介護サービス課長（平塚敦子君） 私の方からは、保険給付の利用状況についてお答えいたします。

監査の意見書の63ページにありますとおり、29年度と28年度の給付費の比較状況としてあらわされておりますけれども、29年度、まあ特徴的なのが、やはり短期入所サービス、ショートステイの利用がふえているというところです。これは、29年8月に定員32名のショートステイが新規の一つ増設されていることが影響しているものであります。

それから、その他のサービスとして特定施設入居者生活介護というものも件数としてふえておりますが、これは北浦にサービスつき高齢者向け住宅が、定員24名ですがけれども、こちら8月に新設されたことが影響しているものであります。

それから、委員ご指摘のとおり、通所介護、まあデイサービスにつきましては、件数、金額ともにまあちょっと減っているところでありまして、まあ件数の減につきましては、28年度はまだ総合事業に移行をこう、徐々に移行している年度でありまして、29年度からは総合事業の方に完全移行しているという点もありまして、件数的には大きく減っておりますけれども、金額につきましては、介護度別で見ますと、まあ28年度から29年度にかけて、介護1の方がふえて介護2、3のその重度の方の利用

がちよつと減っているということも影響しております、金額的にもまあ大きく減っているところであります。

また、市内の介護サービスの基盤につきましては、第7期の計画を策定する段階で基盤の状況等確認しているところでありますけれども、確かに定期巡回などは市内に提供している事業所はありませんし、地域密着型のサービスにつきましては、今後も地域で自分らしい生活ができるよう、その体制の確保には引き続き努めてまいります。現状の基盤で医療と介護と連携してうまく調整を進めながら、既存の介護の基盤についても利用の運用の方をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それから、介護認定審査会の経費につきましては、当初予算で3,500万円ほど予算措置しておりますが、最終的には決算額としては2,600万円ほどとなっております。支出の内容としましては、主に介護認定審査会にかかわる経費として介護認定審査委員に対する委員報酬、それから審査会にけるための資料の作成等に必要なその資料のコピー代、郵送料等になります。また、認定調査の方も2,000万円ほどかかっておりまして、内容としましては、介護認定の調査員の方を従来より1人ふやしております、その報酬、また、その調査員及び職員で対応できない部分については、市内の居宅介護支援事業所の方に委託等も行っておりますので、それらに係る経費となっております。

ただ、認定の有効期間等も国の制度改正に伴いまして、原則1年から審査会の判定によっては2年というちよつと長い認定有効期間というものもされている影響もありまして、認定審査会の開催回数については、28年度よりは減少したものとなっております。

私からは以上です。

○委員長（佐藤誠君） 伊藤健康子育て課長

○健康子育て課長（伊藤徹君） 私からは、受診率向上対策ということでお答えいたします。

これまでのこの受診率の向上ということにつきましては、いろいろと苦心してきてやってくるわけでございますけれども、やってる活動といたしましては、広報おがですとかホームページによる広報活動、これはもちろんのことでございますけれども、保健推進員、市内各地域に238人ほど現在おりますが、その方々による受診勧

奨と、それから保健師が各家庭を訪問して、昨年度は441件の受診勧奨を行っております。また、やはり平日日中お仕事の都合で受診できない方の便宜を図るために、日曜健診というのも行っております。また、多くの方が医療機関を受診しているところで、医療機関と連携いたしまして、現在は男鹿潟上南秋地区の30カ所の医療機関と連携しまして、お医者さんの方から健診をやっていただくというようなことを現在は行っております。

そして、話題にも出ました健康ポイント事業でありますけれども、こちらは健診を受診したり、あるいは健康増進に取り組んでいただいております。応募していただければ豪華景品が当たりますよという、そのインセンティブをもって、市民の方にちょっとでも自分の健康と健康づくりに対して関心を持ってもらおうと、まあそういうことでやっている事業でございます。もちろんこの事業をたくさんアピールして何とか盛り上げていくことによって、少しでも自分の健康、あるいは健康づくり、そういったことに関心を持ってくださる方がふえてくださればいいなということで行っておりますので、今後ともこの事業を一生懸命PRしていきたいと思っております。

○委員長（佐藤誠君） 佐藤税務課債権管理室長

○税務課債権管理室長（佐藤淳君） 私の方からは、介護保険料の不納欠損のことで説明いたしたいと思っております。

まず、介護保険料の不納欠損ですけれども、今年度3百数十万ということで、ここ10年ぐらい毎年大体3、400万ぐらい不納欠損ということで、そんなに変わってはいないです。昨年が250万ちょっとということで、若干上がった形になっております。調定の方も過去10年間で1.5倍ぐらいふえております。収納率も1ポイント上がっておりますけれども、依然としてその不納欠損が300万ほどあるということであります。原因としましては、介護保険制度の中身です、例えば本人に収入がない場合でも、世帯で収入所得がある方があれば段階によって保険料が上がるというそういう制度でありますので、なかなか協力を得られない方に対してです、まあ差し押さえとかそういうことも不可能であるということと、あと、保険料に関しては時効が2年であると、国民健康保険税であれば5年ですけれども介護保険料では2年ということで、まあ少ない短期間の中で納付に導くことができなかつたと、そういうことが原因だと思っております。

○委員長（佐藤誠君） さらに質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） もうちょっとだけ。

課長さん、一生懸命親切丁寧に答えていただいたんですけども、さっき言ったようにね、結構いろんな取り組みはやってるのはわかるんです。ただ、何ていうかね、減った数が、こう金額が多い感じしたもんだからね、ひがみっぽいのかな。例えば2,000万円単位の事業が減ってきてるとかさ、3,000万円単位の事業が減ってきてると。で、少額のやつはまあまああっていうか、利用者が少ないってということあると思う。そういうきらいがあるのかなと思ってね聞いたんですけど、まあそこまでは分析してないんでしょうけれども、いずれお金にとらわれずね介護保険の親切丁寧、今までの、今の取り組みをね、もっともっと取り組みを強めなきゃならないと思います。それはね、いずれさっき一番冒頭、午前中に話したように、今介護保険料が、介護保険の予算が逆転して3億円の違い出てくる。国保がね不納欠損出てるっていう話したよね。で、この介護保険がね今天引きされてるのは部分としても、介護保険料のね課長が室長が答えたように、無収入でもね介護保険って怖いんですよ。健康保険だと収入がなければいいんですけども、介護保険だと無収入でも3,000円取られるでしょう、月。こんな制度って、ないもの取るって、納めるってことになってるわけだから、これは大変怖い、いわゆる官僚の最大の悪政だと思ってるんですけどもね、私は。こういうシステムをつくったやつはやっぱりすごい頭持ってるんだと思ったんですけども、だからね、この介護保険のこの取り組み方をね、やっぱり低下させないようにやるってことがひとつじゃないかなという点で私質問したんで、決して予算をね大きかったからやめたってということではないと思うんですけども、引き続き強める施策を求めたいと思います。

で、不納欠損の未収入の問題ね。これ2年の時効だっていうのはあるんですけども、特定の方々っていうのはほとんど無収入の方が多んじゃないかと思うんですよ。だから差し押さえも不可能な方々が相当数いるんじゃないかなと。だとすると、恒常的にね、この不納欠損というのは続くのかなと。例えば月平均、基本的な7千何百納める人じゃなくて、3,000円か4,000円の方々の滞納だと思うんですよ。その特徴もし私が言うのが違ってたら教えてもらいたいんですけども、要は、私は相当な低所得者だと思う。で、恐らく資産も少ない方々。普通徴収者。その階層の分類なり

特徴をもっとお知らせ願いたいと思います。

もう一つは、その不納欠損をなくするための手立てをどう考えてるかっていうのが宿題だと思います。その点もできたらお答え願いたいと思います。

で、もう一つ最後、あと時間がないんだけども、健康推進ね。これやっぱりもっと、まあ簡単に言うと強めなきゃ、確かに日曜健診とかね、お医者さんね、いろんなお医者さん30カ所も、30人ぐらいつて言ったっけか、取り組み、推進員がいるような話だったようだけれども、いずれこれやっぱりもっと強めていかないと、介護保険が何ていうか並行して引き上がっていくっていう形もあるんでね、私やっぱりちょっと、もっともっとこの決算審査の際に、しょっちゅうこの不納欠損とか未収の問題がねこれから出てくるのかなというきらいがあるんです。

で、もう一つ要望っていうかね、質問して要望っていうのも変なんだけども、まあむしろ来年の一般質問でも質問したいと思ってるんだけども、今、健康保険のね均等割、いわゆる弱者対策、子育て支援対策っていうことでね、第3子、他の市町村ではほとんど算定基準さ当ててないんですよ。男鹿市の場合、応能割合よりも応益、あっ、応益割合よりも応能、応能、応能割合の方が高いですよ。世帯主、世帯割を少なくしてね均等割安くするっていうのが思いやりなんだけども、どうも男鹿市の場合、第3子がいようが第4子がいようが均等割の基準はそのままだと。これだどやっぱりね、子育て支援とか弱者に対する相反する基準じゃないかなと思うんで、これ税務課の仕事かな、どっちなのかわからないけど、いずれ健康保険にまつわるこの均等割のね基準っていうのは引き下げる検討もしないと、決算上またまた大変になるんじゃないかと思えますけど、その点についての考え方も併せて聞いておきたいと思えます。

以上です。

○委員長（佐藤誠君） 原田税務課長

○税務課長（原田徹君） すいません。委員の方のご質問で、国民健康保険税の均等割の引き下げというふうな形で、高いのではないかというお話がありましたが、一応近隣市町村も含めまして、均等割については、まあ国保の世帯の人数に関して、まあ何人いるかにより何人という形の設定をさせていただいてるかと思えます。

あと、応能・応益の割合についても、法律の方で50・50になるようにというこ

とで決めておりますので、まあその辺を含めまして、算定に当たりましてはその基準を守れるような形で設定しておりますので、ご理解いただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○16番(安田健次郎君) 国はそういう指導してる。だから矛盾おきる。何もフィフティー・フィフティーにならなくてもいいんだ。

○委員長(佐藤誠君) 佐藤税務課債権管理室長

○税務課債権管理室長(佐藤淳君) 先ほどの不納欠損の件ですけども、無収入で今回不納欠損になった方、あるいは差し押さえができない方の件数とか金額というのは、ちょっと今手元に資料がございませんので、後日お伝えしたいと思います。

○16番(安田健次郎君) 以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長(佐藤誠君) 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

次に、17番古仲清尚君の発言を許します。17番

○17番(古仲清尚君) 質問に入ります前に、委員長にお伺いをさせていただきたいと存じます。

通告をさせていただいてる内容の中で、公金着服に絡む内容を1点、記させていただいております。問題の性質上、特別会計及び一般会計にも及ぶ部分があるかと思いますが、まあ私自身注意を払いながら質問させていただきますけれども、一般会計の部分に及ぶところがあれば何とぞご配慮、ご理解をいただきたいと思いますが、質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長(佐藤誠君) はい、発言を許可します。

○17番(古仲清尚君) ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず特別会計決算ということで、まず広い意味で福祉政策の今後についてということで、まあ29年度の主要施策についてお伺いをさせていただきたいと存じます。

このいわゆる人口減少社会というものが進んできている中で、秋田県、そしてこの本市におきましては、その中でも群を抜いてそうした介護保険料等々、国保の絡みもありますけれども、そういった社会保障費というものが増加を加速している中にあります。で、まあ団塊の世代がいわゆるその75歳以上となる、後期高齢者となる2025年、そして今、国策で今議論されておりますけども、人生100年時代を迎えて

ということで、今後まあ国全体としてそういった議論が展開されていく中で、特にこの高齢化県、高齢市と呼ばれるこの本市の中での医療・福祉政策というものを、まあどのように今後考えて行く必要があるのかというところでご質問させていただきたいと思っておりますけれども、当然ながら国の法律、県条例をかんがみて、この本市の中で独自の福祉政策というものは、まあ財政上、あるいはさまざまな制約の中ではなかなか前に進むということは厳しい状況であることは、まあ私も認識をしている中であります。そうした中、まあ先ほど安田委員からもご指摘ありましたように、その健診率の増加ですとか、健康増進運動による社会保障費の抑制であったりですとか、またあるいは、徹底した機能分化によるまあ医療機関へのかかわり合い、そうしたものを市としてはこれまでさまざまな政策を用いながら進めてこられたと思っておりますけれども、昨年1年間のこの決算から見る数字の中で、どういったその成果として分析をされていて、まあこれからどういうふうに向かっているものなのかどうか。この数字から見るこの市の考え方、分析の仕方というものを、ご所見をお伺いできればと思います。

その中で、いわゆるコミュニティの中での支え合いが必要だと。共助、いわゆる共助・共生社会の実現に向けては、まあ地域でできることは地域で手を携えながらやっていく必要があるんだという市の当局の答弁が従前ございますけれども、なかなか高齢化が進んで、今までできていたものがなかなか手が行き届かなくてできなくなっているというものも、やはりその地域地域によっては生じてきているところであります。病院に通うにも買い物をするにも、何をするにも今までどおりにはいかないと。そういった中で、本当に高齢化と人口減少というものが、この本当にこの本市の、全国的な問題はもちろんですけれども、特にこの男鹿市の中ではそういったものが表出してきて、それが大きくなってきてることが本当に実感、肌で感じるような昨今になってきていると思います。

そうした中で、まあ本会議の中でも質問させていただいた内容でありますけれども、このひとつ住所地特例として、男鹿市外にこうした福祉サービスにかかわる方々が流出をしているという大きな問題があります。で、これはこれまで当局からご答弁いただいた内容ですと、まあ約年間2億円のお金が市外に流出をしているという現実があります。で、これはもちろんさまざまな要因があって、一つだけの理由ではないと、さまざまな問題が複合して潜在をしていることだと思っておりますけれども、そういった分

析というものを市当局としてはどういうふうにも認識をされていて、その改善するための方策というものはされているものなのかどうか。この決算の数字から読み取れる部分、どういうふうにも分析をされているのか。そしてまた、今後どういうふうにも展開をされていくお考えなのかをお伺いをさせていただきたいと思ひます。

先ほど機能分化という考え方を、部分で質問させていただきましたけれども、例えば国保会計の中でも、まあいわゆる多職種連携の中でまあ医療・介護の連携の充実というものがうたわれているんですけれども、2025年というものより、私はその、国では2025年と言っていますけれども、秋田県、特にこの男鹿市においては、それよりも前にこうした形というものをつくっていかねば対応ができないのではないかということは、常々危惧をしているところなんですけれども、こういった部分の取り組みですとかは、市としてはどういったお考えなのか。もちろんそのご答弁いただいている中では、「連携充実を図り」と、「利用者の幸福追求に向けて努める」というご答弁はるるいただいているわけでありましてけれども、そうした中、そうはいっても社会保障費がこうしてどんどん増加をしていく中、それらの政策というものが具体的に膨らみをもって前に進んでいっているものなのかどうかというものは、市当局としてはどのようにお考えになられているのか、その部分を、まあ大綱的な部分で構いませんけれども、お伺いをさせていただければなと思ひております。

またコミュニティの話なんですけれども、いわゆる診療所会計のところを見ますと、やはり後期高齢者の方がかなりのパーセンテージを占めると。で、以前、渡部市長のときに、私、この決算のときにお伺いをさせていただいたところありましたが、このコミュニティの中での診療機関は縮小させていくような動き、方向性としては、まあいわゆるみなと病院を核としてということであったと記憶をしています。で、いわゆるその地域医療連携という中では、この診療所というものは、なくては、あの、大きく見た場合はなくてはならない存在で、利用者数が少なくてもそこは何とか公立のものとして、国保の診療所としてはさまざまな方策を用いながら展開していく必要があるのかなと思ひております。現にこの数字としては、後期高齢者の方がこれだけ利用率が、まあパーセンテージの中ではありますけれども、人数的な部分は別としても、こうしたパーセンテージがあるってことの認識はどういうふうなお考えなのかなと思ひておりまして、また、このみなと病院が近くにある地域性として、近くにあっ

て通いやすい方、あるいは若美地区北部の方ですとか、旧男鹿市の北部の方ですとかは、なかなかそのみなと病院でさえ、こうした医療サービス、あるいは福祉サービス等々の受益という部分に関しては、男鹿市全体として見たときに公共性・公平性というものに格差が生じていると。だからそういった格差是正のためには、どういう方向性を持ってやっていかれるのかというところも併せてお伺いをさせていただきたいと思います。

次に、公金着服事件に絡んでのことなんですけれども、全体像としては、まあこれまで過去3年間、この決算においては不認定という結果がまず従前ございまして、で、今そこから4年目になろうかというところなんですけれども、トータルの枠としては約5,200万円というこの一般会計、そして特別会計のものがあって、で、国保会計の県一元化に伴いまして、この特別会計の部分はフラットにした形で一般財源からお金をならしたと、一般財源からの補てんをして、特別会計は一見フラットになったという形になっているんですけれども、まあいわゆる総額の5,200万円というものは、まあ一般会計のその予算書の37ページにも記載されているとおり、大枠は5,200万円という数字が記載をされている状態で、また、かつ約1,200万円という、市が認めた、ああ、黒沢氏が認めた1,200万円というものは、今後さまざまなやりとりの中で市としてもかかわり合ってくるものだと思って認識をしているところであるんですけれども、改めてお伺いしたいのは、これまで3年間不認定という結果があって、昨年29年度1年間で市当局がこの公金着服事件にかかわる、もともとは特別会計にかかわっていた部分も含めながら、約5,200万円というこの公金着服事件の今後の展望といいますか、方向性も含めながら、この平成29年度は具体的にこれまで3年間と何が違って、今後どういう方向性をもっていくかという考え方を伺いをさせていただきたいと思います。

そしてまた、その中で、このどちらの予算書にも書かれていない3,400万円というこの収入未済額という部分の取り扱い方に関しても、まあトータルの意味でお伺いをさせていただきたいと思います。

1回目は以上です。

○委員長（佐藤誠君） 平塚介護サービス課長

○介護サービス課長（平塚敦子君） 古仲議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、介護保険特別会計から見る給付費の関係からの分析に関してです。

先ほど安田委員のご質問の中でも、給付費の前年度との比較についてはお答えしているところでありませけれども、給付のその個々の実績から見ますと、先ほどもお話ししましたけれども、デイサービスにつきましては件数、給付費ともに減っているところで、給付費につきましては、その軽度者、まあ介護1の方がふえて介護2、3の方が減っているというところで、同じサービスを利用するにしても、より軽度な状態で重度化にならないように横的にサービスを利用できるようにというところも心がけているところでもありますので、まあ単純な前年度比較ですので、まあこの結果がすべてではありませんけれども、今後も継続してこういう軽度の状態から早くサービスを利用するというところが、結果的には給付費の抑制につながるものと考えておりますので、適切なサービスの利用という、結びつきというところに力を入れていきたいと考えております。

先ほどちょっと安田委員のご質問の際にはちょっと含めてお答えしていなかった部分ではありますが、総合事業の方に軽度者に対するサービス移行しておりますので、従来の保険給付でやっていたサービスですので、従来の保険給付の枠組みにこう当てはめて比較してみますと、その総合事業も含めた、実際そのサービスの提供を受けている方としては人数的にもふえておりますし、保険給付費とその総合事業に係るサービス費の合計、トータルでいきますと金額としてはふえているところでもあります。

で、その総合事業に移行したその軽度の方の利用というのもやはりふえておりますし、総合事業の特徴としては、認定を受けず、チェックリストで該当になる方もサービスを利用できるというところですので、そういうまだ認定を受ける前の極めて軽度な段階で従来の保険給付と同様のサービスの提供を受けることによって、その重度化を防止していく取り組みの今こう出だしの状況であるのではないかなというふうに考えております。

介護認定審査会の新規申請の結果から見ましても、要支援1と要介護1の結果が多くなっております。市としては、今後、まあその新規申請の方について、更新を受ける段階で介護度の変化等も注視していきながら、その要支援の方が重度化しないような取り組み、要介護1の方がさらに重度化しないような取り組みというものを引き続きこちらの方で取り組んでまいりたいと思っております。

それから、住所地特例の部分につきまして、年間2億円というところで介護保険の方の金額になっております。直近でも、ことし4月の給付実績でいきますと、住所地特例の方の給付費は1,850万円ほど給付ありまして、住所地特例の方は98人となっております。このうちサービスを受けていらっしゃる方は71人となっております。住所地特例の転出先ですけれども、秋田市が24名、潟上市が37名、大潟村が22名、五城目町が11名、その他は4名は県外というふうになっておりまして、その大半がこの男鹿市近隣の市町村となっております。

決算の数字からは直接見えてこないところではありますが、実際、例えば施設に入る前にショートで過ごしてる方の利用状況などを見ても、実際市内にその介護される方がいらっしゃるご家庭であれば、やはり市内の施設、自分の住んでるところの近くが空いたら入りたいという希望が結構見てとれますし、また、介護される方がやはり市外にいらっしゃると、どうしても選択肢としてはその介護者の方の近くというところで、これは私がこう業務に当たっての実感なんですけれども、市内の施設に入れなから他市へ流れるというよりは、今この社会情勢上といいますか、子世代が市外に住所を構えてるというところも多分に影響しているのではないかなというふうに分析しております。ですので、一概に市内に施設をふやせばそれが取りこめるかといえば、一概にはそうは言えないのではないかなというふうに考えております。ただ、委員ご指摘のように、実際2億円というお金が他市に流れている状況は事実でありますので、なるべく住みなれた男鹿で自分らしい生活を送れるようなその利用の仕方というものを、今後一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○委員長（佐藤誠君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） 診療所についてお答えいたします。

診療所の利用する患者数は、平成29年度606人ということで、前年度と比較して133人の減ということで年々減少傾向が続いておりますが、利用者は確実におります。ただ、この利用者につきましても、非常に固定化されておりまして、新規の利用者はほとんどいないということと、この利用者におきましても、みなと市民病院と重複して利用されているという方がほとんどでございます。その中で診療所につきましては、やはりどうしても地域と密着した医療施設ということで、まあ現状では市と

いたしましてもすぐに廃止ということは考えておらず、当面様子を見ながらこう続けていきたいという考えで、みなと市民病院でも出張診療体制については継続していきけるというような認識でおるといことですので、当面まず地域の医療を確保するために診療所については存続をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（佐藤誠君） 山田総務課長

○総務課長（山田政信君） 私からは、公金着服事件にかかわる、平成29年度における今までの3年間との違い並びに今後の展望につきましてお答えいたしたいと思ひます。

まず、平成29年度の大きな違いといたしましては、市の方で関係するOBの方々に呼びかけまして、寄附を呼びかけております。その結果、29年度決算におきましては、当時のOBも当時監督すべき立場であったOBとして、市民の皆さんや現役職員にも多大なご迷惑をかけたということで、道義的な責任を感じて寄附していただいております。これは34ページの寄附金、一般寄附金の中に231万8,000円、これが寄附していただいた金額で、その中に決算書の中に含まれております。

また、元職員のご両親との折衝の結果、平成29年度におきましては、本人名義で20万円の弁償金が納入されております。これは37ページの雑入、弁償金に29年度20万円の歳入ということで記載されておりますが、この弁償金につきましては、30年度におきましても少額ではございますが継続的に3回にわたって、これまで30年度におきましても20万円が納入となっております。

これらが今まで3年間との大きな違いであるにとらえております。

また、総額における未収金の対応についてでございますが、これまで3回にわたって賠償を命じておりますが、その金額が5,247万5,426円となっております。この中で、2回分につきましては債権は認められております。この債権を認められているものにつきましては、現在本人が収監中であるため、分割納付を含め、出所後に本格的な弁済を促してまいりたいと存じます。先ほども申しましたご両親との折衝も、引き続き続けてまいりたいと思っております。

ただ、債務を認めていないもの、これにつきましては、訴訟手続により債務名義を取得する必要がございます。ですが、この訴訟手続につきましては、本人に資産もな

く、支払能力は皆無に等しい状態で、たとえ裁判で認められたとしても全額回収することは極めて困難であると考えております。また、この訴訟によって立証するには、一件一件市の方で立証していかなければならないわけですが、証拠がない状況証拠だけのものでありまして、ものもありまして、全面的に認められる可能性はかなり低いということになります。市といたしましては、膨大な時間と事務量、また多額の費用をかけての訴訟提起には、得るものがないと考えております。

この債務名義を取得しない場合は、地方自治法に基づき、時効を迎え債権が消滅するか、時効前に議会の議決により権利の放棄によって不納欠損処理することとなります。この対応につきましては、今後、本人の出所後、再度折衝するとともに、状況等により適切な時期に議会とも協議し判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤誠君） 平塚介護サービス課長

○介護サービス課長（平塚敦子君） すいません。ちょっと答弁漏れがありまして、私の方から多職種連携に関するご質問にお答えいたします。

ご質問の方、国保のお話からのご質問でしたけれども、市の体制としましては、介護サービス課の方で地域包括ケアシステムの構築というところから取りまとめとして取り組んでいるところです。市では、地域包括ケアシステム推進会議という会議を設置しておりまして、下間院長を委員長としている会なんですけれども、その中では、市内の各地区の開業医の方、歯科医師の方、薬剤師の方、あとそれからケアマネジャー、介護施設の関係者と、あと行政の私ども市民福祉部の関係課長、市民福祉部長、それからみなと市民病院の事務局長及び相談員等、多職種にわたる委員により構成されております。

委員ご指摘のとおり、2025年というところが国でも一つの目指すところとしておりますが、市の人口の分布ですとか高齢化率等々考えますと、やはりそれよりも早く取り組んでいかなければいけない部分だと認識しております。取り組みは27年度から3年を経過し、今年度からはさらにその取り組みを推進・進化させていくという段階に入ってきております。他職種の研修会等も開催したことにより、市内で実質的に集まりというものが徐々に展開されているところでありまして、関係づくりについてはかなり土台がつくられてきていると認識しております。

今後は、どうやって進化させていくかというところ、事業計画でもうたっているところでありまして、関係課、関係機関と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤誠君） 再質疑ありませんか。17番

○17番（古仲清尚君） ありがとうございます。

住所地特例の部分について、やはり支え手さんの問題等も大きな要因の一つであるという内容でありました。私も全くそのとおりで思っております。医療資源の数、大きく見た中での福祉・介護資源の数、そういったいわゆるハード的なものだけではなくて、さまざまな経済活動的な側面も多分に含んだ、支え手さんの問題、家族の問題が大きくかかわってくる問題であろうかと私も認識をしている中であります。そうした中で、そうは言いましても本市の例えば持っているさまざまな資源の優位性というものをこれからまあ磨き上げながら、そうした一人でも多くその市内のそういったサービス利用者の方に対して手を差し伸べていただきたいと期待をするものであります。そうした方向づけをもちながら、ではどういった施策が考えられるものなのかどうか。市の方で具体的なその方策、例えば福祉計画等、これから新しい、第7期だとかと思いますけれども、そうした部分、どういった部分で反映をされていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、公金着服に絡んででありますけれども、先ほど黒沢氏の出所後の取り扱いについてご答弁いただきました。で、まあその、いわゆる得るものがないという当局答弁というのも改めて今伺った中で、得るものがないというのは、市民の方にどういう説明をすればいいのかというのが今ちょっと私の頭の中で今ちょっと考えていたところでありますけれども、少なからず特別会計に関しては、一般会計からの補てんによって数字をきれいに、帳簿上はきれいした形になっているはずなんですけれども、ともすれば黒沢氏が出所後に、再度こうした帳簿類を確認をした場合、この特別会計の数字すらも変わってくる可能性があるという認識でよろしいのでしょうか。トータルの枠の5,200万円はまあ確定をされているものだと再三答弁されておりますので、その部分には揺らぎのないものなんだとは思いますが、この一般会計・特別会計の中の枠組みは、変わる可能性が生じるという認識なんではないでしょうか。先ほど黒沢

氏が出所後にそういった帳簿類を再度点検を促すという答弁がありましたけれども、そうすると枠組みは変わるものなんではないでしょうか。それが1点です。

そうすると、もう1点は、昨年、これまで3年間の不認定というものから、市の中で、当局の方でこれらの問題を終息させるために改善した部分というのは、いわゆるその関係OBに対して呼びかけをし、少しでも多くの金額を集めたですとか、今後の処理の仕方では知恵を絞ったというご認識でよろしいのかどうか。あの決算の記載、決算書に対する記載のあり方も含めて、このトータル5,200万円の取り扱いについて、すいません、もう一度、市の考え方をお伺い。昨年3年間と変わった、何がもう一度変わったのか、大きなところで柱を教えてくださいたいと存じます。

○委員長（佐藤誠君） 平塚介護サービス課長

○介護サービス課長（平塚敦子君） 私からは、市内の介護サービス基盤についてお答えいたします。

住所地特例にかかわる給付費として年間2億円ほど市外に流れているというところから、委員おっしゃるとおり、市内の施設の資源の優位性というのはやはりこう確立していかなければいけないと考えております。介護保険事業計画では、基盤の整備につきましては、今期3年間については新たな基盤整備というものは見込んでおりません。現状をいかにこううまく使っていくかという段階に来ているかと思っております。その使うというところで、その今、住所地特例として流れてる部分については、施設そのものに魅力がなければ、あえてこうその介護者から遠いところにとりという選択肢、なかなかこう出てこないかと思っております。この点につきましては、計画に具体的に盛り込んでいるものではありませんが、課の方では介護保険の運営協議会という会を持っておりまして、そこで事業計画の進捗状況を報告し、必要に応じてご意見などもいただきというような進め方を、この第7期からそういう形で進めることとしておりますので、その会議の場などでそういった方向性などご意見を伺いながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤誠君） 山田総務課長

○総務課長（山田政信君） それでは、私の方から公金着服事件にかかわることについてお答えいたします。

まず第1点の、本人と出所後の折衝の結果、特別会計・一般会計の枠組みが変わるのかというふうなことでございますが、昨年度の決算において処理いたしました特別会計の現金不足額、これは現金不足額、決算上の数字でありまして、実際の賠償金額とは異なるものであります。実際の5,200万円というのは、税として処理いたしまして、税は既にもらったものとして収入されたものとして処理されております。したがって、今後あの折衝によって新たなものが出れば別ですけども、今請求しているものにつきましては、税の台帳上はもらったものとしてすべて処理されておりますので、それが変わるということはありません。

その中で現金不足額といいますのは、一般会計でいいますと市民税、固定資産税、軽自動車税の市税分でございますが、台帳が処理されたにもかかわらず現金がないということで現金不足額が生じているものでございます。国保会計におきましても、市民から着服によってもらったものということで税処理されておりますので、それによって現金不足額が生じておりましたが、国保会計、介護特別会計等につきましては、その現金不足額があることによりまして税とか料に、国保税とか介護保険料等に直結するということで、市の一般会計で補てんしてそれらを解消したものでございます。

したがって、今後また折衝によりまして、折衝というのは今現在債権を認めていないものについて再度折衝するということでございますので、今の市の方針といたしましては、認めているものにつきましては今後も折衝して弁償を促してまいりますし、本格的な弁償につきましては、出所後に本格的な弁償を促してまいりたいということでございます。認めていないものにつきましては、適切な時期等を判断いたしまして、出所後に再度交渉した後に対応についてまたご協議いたしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤誠君） 菅原会計管理者

○会計管理者（菅原信一君） 私の方から、決算書の記載の仕方についてご説明いたします。

総務課長と重複する部分ありますけれども、平成26年度決算から現金不足額が生じておりまして、平成26年度決算においては、一般会計、それから各特別会計で現金不足ということで決算書を調整させていただいております。で、27年度も同様に一般会計と各特別会計、現金不足が生じておりますので、欄外に現金不足額を記載し

て決算書を調整しております。28年度決算、昨年度においては、28年度決算においても同様ですけれども、28年度の一般会計から各特別会計に一般会計から補てんしておりますので、今年度、すみません、29年度決算書においては一般会計だけが現金不足額が生じておまして、各特別会計は現金不足額は生じてございません。で、本年度の決算が来年度ありますけれども、繰り越し、平成28年、29年度からの今年度への繰り越しが、実質収支額2億8,000万円から現金不足額1,189万7,685円を差し引いた額を、今年度、平成30年度に繰り越ししておりますので、30年度決算から現金不足額が生じないということで、まあ決算書には現金不足額の文言が生じてこない、記載がないということになるろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（佐藤誠君） 17番古仲清尚君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） 私からも何点か、監査委員にお尋ねをいたしたいと思えます。

先ほどあった公金横領問題、まず、まあ現状においては全面解決にはほど遠いわけですけれども、ただし、過去の決算の判断とか今回の決算の処理、その部分では、ある意味では大きな節目の時期なのかなと思っております。で、27年の6月ですか発覚したわけですけれども、当局では、まあ問題の実態調査と合わせて、なぜこういう大きな問題が起こったのか、税業務の検証っていうか、改善点がいくつか一定の時間をかけて議会にも示されたし、議会においても議会の立場で検証し、当局に提言した経緯がありますけれども、まあそれらを受けて監査委員の立場からして、税の業務、納税等、どのように変わったのか。ある意味では過去の問題点っていうか、そういうものを監査委員としてどう検証なされて今現在に至っているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

それから、先ほど鈴木代表監査委員から審査の意見書、むすびの部分の最後のページ朗読説明がございましたけれども、まず短い字数でありますけれども、しっかりとこう総括なされた内容なのかなと、まあ自分なりに評価をさせてもらっておりますけれども、ただ最後の部分で、「健全な行財政運営の徹底に努めるとともに、これまでの閉塞感から抜け出し、市政の発展を切り開くことができるよう、積極果敢に施策・事

業を展開されるよう期待したい。」とありますけれども、今回の一般質問でもいろいろなやりとりがあった中で、どうしてもやっぱり現状の財政の状況にかんがみて、なかなかやろうと思っても容易にやれない施策・事業等がございました。で、当局では、まず、まあ財政状況等をにらみ合わせながらこの後検討したいというか、まあ研究したいってな、特にそういう言い回しの答弁が何点かあったわけですけど、やりたいけれども、まあこう言えばなんですかけれども、ない袖は振れない的な今状況にあるのかなと思っております。まあそういう中で、監査委員が示してる「積極果敢に施策・事業を展開されるよう」、この部分、鈴木監査委員、具体的にどうやってことなのか、ちょっとご指導いただきたいと思えます。

それとあわせて、ずっと財政議論の中で、で、私ちょっと頭に残ってるのは、畠山議員が6月に、かつて男鹿市が恐らく30数年前、菅慶さんが市長の際に相当やっぱり財政が厳しい状況に陥って、いろんな面では事業が、今と同じように格差はあろうかと思えますけれども、市民要望にこたえれないっていうような、ある意味では市民にも負担をかけてしまった、そういうふうなお話があったわけです。で、私、なるほどなど。で、あれから30数年経ってる中で、さらに今男鹿市というのはやっぱり歳入が、今回もこのとおりに示されてるんで、どうしてもやっぱり人口減、高齢化の中で、やっぱり市民所得が伸びていかない。で、どうしても市税が、まあせめて現状維持ならいいんだけど、それもいかないっていうような。それから、合併特例とか、それから交付金等がどんどんどんどん減らされて、男鹿市特有のほかにはないような、まあ国からもらうお金もどんどんどんどん小さくなってきてしまってるってそういう状況。逆にまた、市民サービスというのはなかなか容易に減っていかないっていうような、そういう状況がいろんな重なり合った中で財政の厳しい状況に陥っているっていうことですがけれども、で、ここのむすび、総括の中に書いてありますように、まあ今まで市町村合併以降、第1次、第2次、第3次、第4次行政改革を進めてきましたけれども、私からすれば、なからまじ行政改革やっても、この財政の状況からはもう転換できないんでねえがと。好転はなかなか厳しいんじゃないか。相当やっぱり菅原市長が鉢巻き締めても、容易にそういうのは達成できない状況があるんでねえがな、残念ながらですな。そういう中で、監査委員の立場で、この後男鹿市特有の今言ったような状況をどうよ、行政コストを下げっていくのか、行政のあるべき財政上からどういうふうな

展開をすべきなのかっていう、そこら辺の見解っていうのはどうお持ち、どう考えてるのか。ちょっと、まあざっくばらんの見解で結構ですが、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（佐藤誠君） 鈴木監査委員

○監査委員（鈴木誠君） それでは、3つほどありましたけども、私なりの考えについてお話しをさせていただきたいと思います。

1つ目の公金横領問題等を含めてのお話なんですけども、昨年でしたっけか、ちょっとここに現物持ち合わせないんですけども、税の収納事務についての細かい細部にわたるマニュアルっていうものが確か作成されていたかと思うんですよ。昨年度、その前の年でしたかね、28年度ですか。ああいったので、かなり細部にわたって規定しておりまして、監査の際にもそういったことを徹底して守っての収納事務に当たってるかっていった点についても確認しておりますところ、きちっとそれをやっていると、二度とああいう問題が発生しないように我々もしっかりやってるんだというような意見を再三にわたりですね確認しておりますので、一応あれに従ってやって、当面はですね、あれに従ってやってもらっていくことが第一ではないかというふうに考えてます。

それから、昨年、あれですね、債務管理の条例ですね、先ごろできておりますので、一人例えば税務課だけでなくですね、債権管理室の方ですか、それからいろんな国保関係、さまざま関係課がありますので、一体となってですね連携を密にして当面やっていただくと。そういったことで不正は絶対起こさない。あっ、不正でなくて、不正は起こさない。なおかつ収納についても収納率を上げていくという取り組みをですね、当面は強化していただければというふうに考えています。

それから、2点目の意見書のむすびの部分でございます。

確かにですね財政状況を見ますと、なかなかやはりだれが見ても大変な状況だということはお明らかになってると思います。当面やっぱり財政状況に合った、いわゆる身の丈に合った、身の丈に合ったということは歳入の状況に応じたですね施策の展開が当然一番の課題であるということで、具体的に何をするのかということになれば、やはり節減対策の徹底がまず第一だということかと思えます。入ってくるものがない中ではですね、非常にややもするとですね、例えば新規事業ができなくなるといったよ

うな非常にこう行政全体がですね萎縮してしまうような状況に陥りがちになる、まずなる可能性が非常にこう大きくなるというようなことですけども、やはり市政発展に少しでも寄与できるような、伸びる分野とか、あるいは伸ばすべき分野、それから、これだけは絶対守るべき分野というのが当然あるかと思しますので、そういったものについては、できるだけやはり徹底してやりくりしていくと、そういった工夫も必要かと思えます。そういったことで期待を込めまして、重点的、あるいは集中的な施策の展開も必要なのではないかと。まあそれを称して「積極果敢な」という表現にさせていただきました。

それから、3つ目の中途半端な対策ではなかなか貢献しないというような話で、男鹿市特有の地域性っていいですか、そういったものを踏まえながらどう展開すべきかという話でございますけども、まあご承知のように、むすびの中でもちょっと触れておきましたが、オガールをはじめとする新たな分野ですか、これからの発展いかによってはですね、市の市政の発展に寄与できる分野というような実際の取り組みも進んできておりますので、まずは例えば産業振興に徹底して力を尽くすと。それは金を突っ込むだけでなくでですね、人の力でですねできる部分も相当数出てくると思えます。そういったことからまず始めていくことではないかというふうに思えます。

私も住んでるところは今秋田市なんですけども、やはりですね資源量っていいですか、そういったものから見ればですね、産業資源なり観光資源というのは男鹿はすばらしいものを持っていると思えます。だれかがやるのでなくてですね、やはり市民一人一人がですね男鹿市のために動こうというような気持ちをですねこう奮い立たせるような、そういった精神面ですね働きかけっていいですか、そういったものも当然底辺にあって、なおかつやはり市が、先ほど言いました伸ばすような分野、伸びる分野については、積極的にですねリーダーシップをとって動いていかないと、なかなか市政というものは変わっていかないだろうというふうに考えてます。そういった意味で、これからいろいろ新しい企画っていいですか、まあまちづくりの話なり、いろいろ新しい期待される分野もありますので、そういったことについてはですね、人も集中的にこう投資、投下していく必要があるのかなと。資源の集中的な投下も必要ではないかというふうに考えてます。

ちょっと雑駁な話になりますけども、私見として述べさせていただきました。

○委員長（佐藤誠君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） ありがとうございます。まあ我々議員っていうのは、今言ったようにこう財政の健全性、財政をしっかりやれと。で、片方では、あそこの道路も整備する必要がある。教育環境もよくしなければいけない。ある意味では相矛盾したことを、ややもすれば質問したり発言したりってな、これが背中に市民をバックにしながら堂々としゃべるのが我々の立場で、そういった面で我々もいろんな面でこう反省もしなければいけない。財政については反省もしなければいけねえってな状況、責任があるのかなと思っておりますけど、何とか有能な選ばれた監査委員ですので、この後、ややもすれば監査委員っていうのはその時々のでイエスマンで終わるっていうようなことが多分にあったわけで、そうでなくて、いろんな厳しいご指摘やら、高いご提言なんかを当局、我々にもやっていただければ非常にありがたいと思います。よろしく願います。ご答弁ありません。終わります。

○委員長（佐藤誠君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（佐藤誠君） 質疑なしと認めます。よって、特別会計に係る質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第62号平成29年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は起立によって採決します。本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐藤誠君） 起立多数であります。よって、議案第62号は認定すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成29年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐藤誠君） 起立多数であります。よって、議案第63号は認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告については、当席にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（佐藤誠君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

次に、お諮りいたします。冒頭皆様にお諮りいたしましたように、本委員会の日程についてであります。すべての日程を終了いたしましたので、本日をもって終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（佐藤誠君） ご異議なしと認めます。よって、これにて決算特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時28分 閉 会